# 阿弥陀仏の第十八願中「唯 除」の意義についての一私見 「附」親の在り方

## 医学博士 藤 岡 隆 男

# 第一章 序 文

大無量寿経に、阿弥陀仏の四十八願が説かれ、その中の所謂第十八願が、古来一切衆生、すなわ ちあらゆる人々を救済するための根本の誓願であると考えられている。

即ち、「設ヒ我仏ヲ得ンニ、十方ノ衆生、心ヲ至シ、信楽シテ、我が国ニ生レント欲ヒテ、乃至十念セン、若シ生レズバ、正覚ヲ取ラジ。唯五逆と誹謗正法ヲ除ク。」 しのご文であります。 而して衆生救済の根本の誓願であるこの第十八願に、「唯除五逆誹謗正法」即ち「唯五逆ト誹謗正法ヲ除ク」とあるについて、曇鸞大師はその著『論註』巻上2)に、無量寿経に、往生を願う者は皆往生できるのに、唯五逆と正法を誹謗するを除く、とあり、観無量寿経に、五逆・十悪諸の不善を具せる者も往生を得しめる、とあるが、一経には、五逆と誹謗正法の二種の重罪を具せるを以て往生を得ることがない。併し他の経には、十悪、五逆の罪を作るとはあるが、正法を誹謗した罪を言っていない。この誹謗正法の罪なき故に往生を得るのである、と。即ち、謗法の重罪を犯せば救われないのだという。

仏蔵経巻中、浄法品第六にも、「怨みを以て人の命を奪っても、ただ一身を失うだけであるが、諸仏を誹謗する罪は、千万億劫に諸の衆生のために大衰悩を作し、仏・菩薩の本心を覆い、貪著またまた熾盛にして相続不断となるだろう。若しこの者を閻浮提(この娑婆世界)の衆生の中に置けば、三千大千世界の衆生の命を奪うであろう。さればこの罪によって大地獄に堕ちるのである。この人は、むしろ自ら利刀を以って舌を切ってしまって、謗法の罪を作らない方がまだましである。」30と、謗法の重い罪をいましめています。

而して善導大師は、『観経疏散善義』下品下生釈に、四十八願の中で謗法、五逆を除くというのは、この二業はその障りが極重であって、衆生が若し造るならば直ちに阿鼻地獄に堕ちて、歴劫周憧して出るべき縁、てがかりがない。それで如来は、この二つの罪過を造ることを恐れるが故に、方便して止めて、往生できないと仰せられたのであって、攝取しないと云うのではないのである。また『観経』の下品下生の中に、五逆罪を犯した者を攝取して、謗法罪を犯した者を除く、と仰せられてあるのは、この場合、五逆罪はすでに犯されてしまつたとはいえ、見捨てて生死の苦しみに流転せしむべきではないので、本来の大悲を発されて、摂取して往生せしめるのである。併し謗法の罪は未だ犯されていないので、抑止して、若し謗法罪を犯せば往生できないぞと仰せられているのである。即ちこれは未造業について抑止しているので、もしこの罪も犯されてしまった時に於ては、また摂取して往生せしめるのである。併しこれらの罪を犯した者は往生できても、一つには仏及び諸の聖衆を見ることができない。二つには正法を聴聞することができない。三つには歴事供養することができない。併し阿鼻地獄の中に陥ちて長時永劫に諸の苦痛を受けるよりはまだましではないだろうか、40と云っている。

また『法事讃』巻上には、「人天善悪皆往生ヲ得、彼ニ到リテ殊ナルコト無シ。斉同不退ナリ。何ノ意カ然ルトナラバ、乃シ弥陀ノ因地ニ、世饒王仏ノ所ニテ位ヲ捨テ、家ヲ出ヅ。則チ悲智ノ心ヲ起シテ、広ク四十八願ヲ弘メタマフニ由テナリ。仏願力ヲ以テ五逆ト十悪ト罪滅シ生ヲ得シム。謗法闡提、廻心スレバ皆往ク。」5)とあって、廻心(懴悔)すれば皆往生でき、浄土に到れば弥陀の願力によって皆同じさとりの身となることが説かれてある。

而して覚如は『口伝鈔』に、この唯除の抑止は釈尊の方便であり、弥陀の本願ではない <sup>6)</sup>かの如く記している。

易行院法海では、抑止は実をかくして説く方便説なり。実は五逆謗法も漏らさない本願ではあるが、その重罪を造らせまいとして説いたもので、これは方便で、方便は必ずのちに真実を顕すべきであるから、観経下下品では、真実を顕して五逆の往生を説くのである。しかるに弥陀の十八願に、もし方便の抑止があれば、必ず別に逆謗を摂する本願をたてて真実をあらわさねばならない。しかるに四十八願の中、別に逆謗摂する願がない。弥陀の抑止とする時は五逆謗法の者は実に除くことになり、逆謗の者の往生はできないことになってしまう。この道理をもって推察する時、釈迦の抑止とすることは明白である。弥陀の悲願が重罪を抑止したまう意は同じことではあるが、この唯除五逆誹謗正法は不取正覚の後に出ているので、弥陀の本願の抑止ではなく、釈迦の抑止であることが明白である。而して拾遺古徳伝に、弥陀の本願にいわく、唯除五逆誹謗正法と云々とあり、又、和語燈録、登山状(拾遺語燈録巻中8)と思われるが)に、念仏を修せん者は余行をそしるべからず。そしらば則ち弥陀の悲願に背くべき故なり。同二、七箇条起請文も前の登山状と同じ。これらの法然のお言葉では抑止を弥陀の抑止とするようにみえる。これは散善義に四十八願の中にただ五逆と正法を誹謗せんものをば除いて往生せずと云う言葉に依ったもので、これは抑止の文は弥陀の本願の中にあるから、文のあるところをさして弥陀の本願にいわくと言ったもので、弥陀の抑止であるという意味ではない、と云っている。

而して彼は、覚師の『口伝鈔』に「抑止は釈尊の方便なり。真宗の落居は弥陀の本願にきわまる」と、明に釈迦の方便と定めてあり。しかれば御相承の御釈明白なることなれば、今家の末学異求すべからず、と云っているが、真宗の安心は、教権の威圧によってなされるものであろうか。

口伝鈔は、親鸞聖人が如信上人に対して、をりをり物語られたお言葉を、覚如上人が聞き書きされたものであろうが、はたして「抑止は釈尊の方便なり。真宗の落居は弥陀の本願にきわまる」の言葉が親鸞の言葉であったかどうか。また、もし親鸞の言葉であったとしても、言葉には相手があることで、これを普遍の道理としこれに固執すべきものかどうかに疑問をもつものであります。

而して易行院は、七箇条起請文に、「われは阿弥陀をこそたのみたれ、念仏をこそ信じたれとて、諸仏・菩薩の悲願をかろしめたてまつり、『法花』、『般若』等のめでたき経どもをわろくおもひそしる事は、ゆめゆめあるべからず。よろづのほとけたちをそしり、もろもろの聖教をうたがひそしりたらんずるつみは、まづ阿弥陀の御心にかなふまじければ、念仏すとも悲願にもれん事は一定也』<sup>9)</sup>とあるについて、彼は、唯除のご文を釈尊の抑止と決めながら、「登山状等に弥陀の悲願に背くべき故なりと仰せられたるは、釈迦の抑止は弥陀の抑止を伝へて説きたまう故に、余行をそしるは弥陀の悲願に含む所を御意に由りて仰せられたる御言なり。<sup>7)</sup>と云っていて、これは結局、釈迦の抑止は弥陀の抑止を伝へているのだと云っているのである。

されば何故、この「唯除」のご文を釈尊の抑止と云いのがれようとするのか、私には益々わから

なくなってしまう。これは私の脳動脈硬化症のせいのみであろうか。

ここに私は、謗法の重き咎となるやも知れないことを覚悟の上で、一私見を述べ、諸賢のご懇篤なるご高見を仰ぐ次第であります。

# 第二章 五逆・謗法に対する釈尊、仏、菩薩の摂取

五逆罪や謗法罪を犯した者といえども弥陀は摂取するが、その者の罪は重いので釈迦が抑止した のだという。或る程一切経には、五逆、謗法の罪咎の救われざる重罪であることを説いてある箇所 は、枚挙にいとまがない。

大般涅槃経巻九、如来性品四の六には、「如来も亦爾なり。衆生を化せんが為に、制戒を示現すらく。『応当に是の如く受持して、犯すこと莫かるべし。五逆罪を作すと、正法を誹謗すると、及び一闡提となり』 10 とある。

ところが同経巻十、一切大衆所問品第五には、仏、 純陀に告げたまはく、「若四重を犯し、及び五逆罪を(造り)、正法を誹謗する。是の如き等の人を名けて破戒と為す。」純陀、また問はく、「是の如き破戒は抜済すべきや不や。」答へて言はく、「純陀、因縁有るが故に、則ち抜済すべし」<sup>11)</sup>とある。

而して同経巻十五、梵行品第八の一には、「菩薩摩訶薩、若し貪窮の衆生を見ることを得ざれば縁じて慈を生ずる無し。と云い、また、譬へば人有りて身に毒箭を被るが如し。其の人の眷属は安穏ならしめんと欲し、毒を除かんが為の故に、即ち良医に命じて、為に箭を抜く。彼の人方に言はく、「且く 待て、触るること莫れ。我今当に観ずべし。是の如きの毒箭は何の方よりか来れる。誰の射る所ぞ。」また更に念を作さく、「是何の木か、竹か柳か。」是の如きの癡人は、意に未だ知ること能はずして尋で便ち命終せん。善男子、菩薩も亦爾なり、若施を行ずる時、受者の持戒、破戒乃至果報を分別せば、終に施すこと能はじ。」 12 と。

心まずしき逆謗の者を見ることなしには菩薩も慈心を起すことはなく、その慈を施すとき相手の 分けへだてをすることなく、直ちに施すべきことを仰せられるのであります。

また梵行品第八の六<sup>13)</sup>には、耆婆が阿闍世に釈尊のお徳を述べて、「譬へば一人に七子有り。是の七子の中の一子、病に遇はんに、父母の心平等ならざるに非ざれども、然も病子に於て心則ち偏へに重きが如し、大王如来も亦爾なり。諸の衆生に於て不平等に非ず。然も罪者に於て、心則ち偏へに重し。放逸者に於て、仏は則ち慈念を生じ」と云っていて、ここで云う罪者とは五逆罪の如きもの、放逸者とは無慚無愧の謗法の者を指していると云って過言ではないであろう。

また釈尊が、「我今当二是ノ王(逆悪の子阿闍世)ノ為二世二住シ、無量劫二至ルモ涅槃二入ラザルベシ」と大衆に造げられ、迦葉の間に答えて、「善男子、我が言フ所ノ如キ、阿闍世ノ為に涅槃二入ラズトハ、是ノ如キノ密義ヲ、汝未ダ解スコト能ハズ。何ヲ以テノ故二我が為ト言フハー切凡夫ナリ。阿闍世トハ普ク一切ノ五逆ヲ造ル者ニ及ブ」と云い、また「為トハ即チ是仏性ヲ見ザルノ衆生ナリ」と云い、また「阿闍世ト言フハ名ケテ不生ト為シ、世トハ怨ト名ク。仏性ヲ生ゼザルヲ以テノ故ニ、則チ煩悩ノ怨生ズ。煩悩ノ怨生ズルガ故ニ、仏性ヲ見ズ」といい、「是ノ故ニ我ハ、阿闍世ノ為ニ無量億劫涅槃ニ入ラズト云フ」と仰せられている。

ここで「仏性ヲ見ザル」とは謗法の者、「仏性ヲ生ゼザル」とは一闡提であろう。 さればここで釈尊が、五逆、謗法、一闡提の者に、殊にあわれみをなしていることがうかがわれ

よう。

また涅槃経巻一、寿命品第一の一には、「衆生を憐憫して、等しく一子の如し。」<sup>14</sup>といい、同経巻三、寿命品第一の三には、「壌法の者を覩ること、等しうして一子の如し」 <sup>15</sup>とあって、仏の慈悲は親がその一子をあわれむが如くで、たとえ五逆謗法を犯す者があっても、一子をあわれむごとく、等しくあわれまれるのであるという。

また巻四、如来性品第四の一にも、如来は諸の衆生を視ること、釈尊がその一子、羅睺羅をみる如くである。どうして世尊は逆悪の衆生をして地獄に入らしめようと望まれることがありませんか、と云うのか。私は一人でもその罪の故に阿鼻地獄に墮する業をもったものがあるなら、この人のために私はこの世に一劫ながらえ、或は減一劫住して済度しよう。私は衆生に対して大慈悲の心を持っている。どうして一人子のように想っている者を誑して、地獄にやることができようか。「16)と。仏陀は大慈悲の心をもって、その罪業の故に地獄に墮ちるべき業をもった者をも摂取してみすてぬ、と仰せられるのであります。

而して同巻八、如来性品第四の五<sup>17</sup>には、「如来は実に憂悲・苦悩無し。而も衆生に於て、大慈悲を起し、憂悲有るを現じて、諸の衆生を視ること羅睺羅の如し」と。また、如来は本来清浄無染で憂悲苦悩はないのだが、「若如来は憂悲無しと言はば、云何ぞ能く一切衆生を利し、仏法を弘広せん」と。また、如来は本来憂患はない。「憂愁有る者を凡夫人と名く。凡夫は憂うるを以ての故に、如来には憂無し」とも「如来は無量の衆生の、常に諸有の毒箭に中てらるゝを愍念す。是の故に名けて如来に憂有りと為す」と仰せられるが、これは世間に隨順して憂悲を示現するのであって、「如来は已に大般涅槃に入りたまふ。云何ぞ当に憂悲苦悩有るべき。」とあり、本来憂悲苦悩のない如来が、衆生を利益されるために憂悲苦悩されながら、それを苦とされないことを仰せられるのであります。

而も、その者を救うために、「それ慈を修する者は能く貪欲を断じ、悲心を修する者は能く瞋恚を断じ、喜心を修する者は能く不楽を断じ、捨心を修する者は能く貪・恚及び衆生相を断ず。是を以ての故に、真実の思惟と名く。また次に善男子、菩薩摩訶薩の四無量心は、能く一切諸善の根本為り。」と、既に煩悩を断ち、また、「善男子、菩薩摩訶薩の布施を行ずる時、諸の衆生に於て、慈心の平等なること、猶し子想の如し。又施を行ずる時、諸の衆生に於て、悲愍心を起すこと、譬心心質母の病子を瞻視するが如し。施を行ずる時、其の心歓喜すること、猶し父母の、子の病の愈ゆるを見るが如し。既に施すの後、其の心の放捨すること、猶し父母の、子の長大して、能く自在に活くるを見るが如し。とあって、衆生と悲喜を共にされることを仰せられるのであります。

さらに、「善男子、慈とは能く一切衆生の為に父母と作る。父母は即ち慈、慈は即ち如来なり。 善男子、慈とは乃ち是不可思議、諸仏の境界なり、不可思議、諸仏の境界は即ち是慈なり。当に知るべし、慈とは即ち是如来なり。善男子、慈とは卽ち是衆生の仏性なり。是の如きの仏性は、久しく煩悩に覆蔽せらる。故に衆生をして覩見することを得ざらしむ」とあり、慈とはあらゆる人々の父母のごとく、はかり知ることのできない諸仏如来の境界であり、それがそのま、衆生の仏性でありながら、その煩悩のために見失っているのだ、という。

・また巻十六、梵行品第八の二 <sup>18</sup>には、慈の抜苦を説き、それは仏の持つ神通により自然に受くる衆生の楽であるという。そして「譬へば父母の、子の安穏を見て、心大いに歓喜するが如く」、極愛一子地に住する菩薩は「衆生を視ること、一子に同じ。善を修する者を見て大歓喜を生ず」と。

また「譬へば父母の、子の患に遇ふを見て、心に苦悩を生じ、之を愍みて愁毒し、初て捨離すること無きが如し」菩薩の是の地に住するも同様で「諸の衆生の煩悩の病に纒切せらるゝを見て、心に愁悩を生じ、憂念すること子の如く、身の諸の毛孔より血皆流出す」とあり、極愛一子地に住する菩薩は衆生と悲喜を共にするという。されば「人の小さき時、土塊・糞穢、瓦石・枯骨・木枝を拾い取りて口中に置くに、父母見已りて、其の患を為さんことを恐れて、左手に頭を捉へ、右手に桃り出すが如し」菩薩も同様で、「諸の衆生の、法身未だ増せず、或は身口意の業の不善を行ずるを見、菩薩見已りて、則ち智手を以て之を抜きて出でしめ、彼をして生死に流転して諸の苦悩を受けしむることを欲せず」と。即ち、あやまちがあったら直ちにそれより救い、現在の罪の根を抜いて、将来にその苦悩を受けさせまいとするのである。

然るに「譬へば父母所愛の子の、捨て、終亡すれば、父母愁悩して、命をともにせんと願うが如く、菩薩も亦爾なり。一闡提の地獄に堕するを見て、亦ともに地獄の中に生ぜんと願う。何を以ての故に、是の一闡提にして、もし受苦の時、或は一念の改悔の心を生ぜば、我即ち当に為に種々の法を説き、彼をして一念の善根を生ずることを得しむべし」と、求められざる前に衆生の堕ちゆくところに応じてそこに現われ、決して見捨てることなく、正法に帰せしめんとする。私はこ、に摂取不捨の悲願をおもうのであります。

而して「譬へば父母に唯一子有り、其子の睡窹に、行住坐臥に、心に常に之を念じ、若罪咎有れば、善言誘喩して、其に悪を加へざるが如し。菩薩摩訶薩もまた是の如し、諸の衆生の、若地獄・畜生・餓鬼或は人天中に堕し、善悪を造作するを見て、心に常に之を念じて、初て放捨せず。もし諸悪を行ずるも、終に瞋を生じて、悪を以て之に加へず」と。菩薩もいつも衆生を念じて、逆悪をなしてもいかりをもって罰を与えないという。

また「善男子、たとい十住の諸の菩薩等をして、四重禁を犯し、一闡提と作り、正法を誹謗せしむとも、如来は終に諸の衆生の為に煩悩の因縁を作さじ。善男子、たとい一切の無量の衆生をして、仏性を衷滅せしめ、如来究意じて般涅槃に入るとも、如来は終に諸の衆生の為に煩悩の因縁を作さじ。善男子、如来は真実に能く衆生の為に煩悩を断除し、終に為に煩悩の因を作さざるなり。とあって、如来は真実に能く衆生のために煩悩を断除しているがゆえに衆生が如何なることをしても決して煩悩をおこすことはないという。

而して巻二十六、光明遍照高貴徳王菩薩品第十の六には、善男子、譬へば父母にたゞ一子有りて、之を愛すること甚重なる如し。好衣裳、上妙の甘膳を以て、時に随いて将養して乏しき所無からしむ。其の子若し是の父母の所に於て、軽慢心を起して悪口罵辱すとも、父母愛するが故に瞋恨を生ぜず。亦我れ「是の兒に衣服、飲食を与う」と念言せず。菩薩摩訶薩も亦復是の如く、諸の衆生を視ること猶し一子の如し。若し子病に遇はば、父母も亦病まんが為に、医薬を求めて勤めて之を療治す。菩薩も亦爾なり。諸の衆生の煩悩の病に遇うを見て、愛念心を生じて、為に法を説く。法を聞くを以ての故に、諸の煩悩断ず。煩悩断じ已るに、終に「我衆生の為に諸の煩悩を断ず」と念言せず。若し此の念を生ぜば、終に阿耨多羅三藐三菩提を成ずることを得じ。「9とあって、菩薩の慈心が、純粋な親心がそれを意識せず、また勿論その子から報酬を求めない愛であるように、衆生を救済しても、それを意識するようなことはないという。

また巻二十七、師子吼菩薩品第十の一<sup>20</sup>には、如来は全く衆生のために慈の神通をおこされるのであって、全く利養のためでない、と説かれ、巻二十八には、「菩薩は諸の悪衆生の為に傷害せら

ると雖も、恚碍を生せずし21)と。

また巻三十二には、「衆生常に安楽を得んと欲すれども、安楽の因を修するを知らず。如来能く教へて修習せしむる、猶し慈父の一子を愛するが如し。仏衆生の煩悩の患を見たまい、心苦しむこと母の病子を念うが如し。常に病を離るる諸の方便を思いたまう。是の故に此の身他に繋属す。一切衆生は諸苦を行じ、其の心顚倒して以て楽と為す。如来は真の苦楽を演説したまう。是の故に称号して大悲と為す。」<sup>20</sup>と。諸仏如来は衆生の煩悩に苦しむをみて悲憫離れることができず、真実永遠の安楽に至る道を説かれるので大悲と称するのだという。

また巻三十八には、「先に已に煩悩の過を了知し、示現して之に処して衆生の為にす。久しく世間に於て解脱を得、築うて生死に処するは慈悲の故なり。天身及び人身を現ずと雖も、慈悲の随逐することで発力の如し。如来は即ち是れ衆生の母なり。慈心は即ち是れ小犢子なり。自ら衆苦を受けて衆生を念じ、悲念する時心悔没せず、憐愍の心盛にして苦を覚えず、故に我抜苦者を稽首す。如来は無量の福を作すと雖も、身口意業恒に清浄なり。常に衆生の為にして己が為にせず。是の故に我清浄業を礼す。如来は苦を受けて苦を覚らず、衆生の受苦を見ること己が苦の如し。衆生の為に地獄に処すと雖も、苦想及び悔心を生ぜず。一切衆生の異苦を受くるは、悉く是れ如来一人の苦なり。覚り已りて其の心転た堅固なり。故に能く無上道を勤修す。仏は一味の大慈心を具し、衆生を悲念すること子想の如し。衆生は仏の能く救いたまうを知らず。故に如来及び法僧を謗る。世間は衆の煩悩を具し、亦無量の諸の過悪有りと雖も、是の如き衆結及び罪過は、仏初発心に已に能く壊す。233とあって、如来は慈心のゆえに、衆生の苦を如来一人の苦と受けてそれを苦ともされず、憐愍の心さかんにして、衆生の苦を抜き、はかり知れない福徳を与えながら、身口意の三業つねに変ることなく清浄で、衆生のため地獄に住まることがあっても苦としないどころか悔いることさえない。然るに衆生はその仏のみ心が能く救いたまうことを知らないから謗法の罪をつくるのだ。しかしそれすら如来は、すでに発心の時、その煩悩や罪を許されていたのだというのであります。

以上、逆謗の者を摂取して捨てたまわぬ、永遠にして真実なる釈尊、諸仏如来、諸菩薩の慈悲が 説かれてあるのであります。

而して『玄義分』序題門には、「仰イデ惟ミレバ釈迦ハ此ノ方ヨリ発遣シ、弥陀ハ即チ彼ノ国ヨリ来迎ス。が で、此二遣ハス。豈二去カザルベケンヤ。(x,y) とあり、また『定善義』には、「正シク娑婆ノ化主、物ノ為ノ故ニ想ヲ西方ニ住セシメ、安楽ノ慈尊、情ヲ知ルガ故ニ則チ東域ニ影臨シタマフコトヲ明カス。斯レ及チ二尊ノ許応ニ異ルコト無シ。直以、隱顕殊有リ。正シク器朴ノ類万差ナルニ由ツテ互ニ野匠為ラシムルコトヲ致ス。(x,y) とある。

これは釈迦・弥陀二尊がまったく一致するという旨趣をしめされたものということができる。

しかもその二尊一致の妙趣を中国のいわゆる『荘子』の故事にならって説明している。即ち、むかし中国に郢人と匠石という親友がいた。ある時郢人の鼻の先に蠅がとまったほどの泥がついて非常におかしかったので、友人の匠石は斧をふりおろして一瞬のうちにその泥をとりのぞいた。その匠石の早業は、郢人の鼻に少しの傷もあたえず、しかもそれがのぞかれるのを、本人は少しも知らなかったほどであったという。その後、このことを聞いた宋の元君が、匠石をよび、もう一度その妙技を演ずるように命じたが、匠石は、自分はあの時は何の造作もなくその技をやったが、いまは相手の郢が死んでしまっていないので、それを演ずることはできない、と答えたという故事によったものである。26)

されば抑止と摂取を諸仏如来(釈尊を含む)・諸菩薩と弥陀とに区別し、固定して考えるべきも のであろうか。

## 第三章 仏・菩薩の驫語

涅槃経巻第二十、梵行品第八の六<sup>13</sup>に、「諸仏は常に軟語もて 衆の為の故に麤を説きたまふ 麤語も及び軟語も皆第一義に帰す」とあり、諸仏は常に軟語、すなわち、やさしくいたわりの言葉 で衆生をお導びきになるが、時には衆生を正法に安住せしめんがために麤語、即ちあらあらしい言 葉でお導びき下さる。併し麤語も軟語もみな真実から出たお言葉である、と云われるのであります。 また梵行品第八の二<sup>18</sup>には、菩薩は正法を護るためには、大乗経典すなわち正法を誹謗する者が あれば鞭撻し、苦痛を与えて、即ち罪を与えてゞもこの者の誤りを正すのである。また時にはその 命を奪ってゞも過去の過ちを改めさせ、善法を遵守修行せしめんとするのである。命終の後、阿鼻 地獄に陥ちた時、すなわち方等大乗経典の正法なるを誹謗し、信ぜざるによって罪を受けてここに 来生したことを自ら知り、正法を信奉恭敬する心を起せば、甘露鼓如来の世界に生れることができ、 寿命十劫を得しめるのである。されば決してたゞ罰したり、罰のために殺すのではなくて、反省を 求め、救わんがために罰するのであって、それは親が一人子を極愛するが故に、時に罰して反省を 求めるのと同じであるという。

また諸仏世尊のお言葉は、我々の心ではかってはいけない。時に応じ真実の言葉を以って語られ、世間の人にしたしまれるが、時宜を得ず理にかなわないで世間の人の利益にならないような言葉を決して説かれない。またあらあらしく、虚妄で、時宜を得ず、理にかなわないで、世間にしたしまれず、またそれらの人々のためにならないような言葉を説かない。併し若しまた麤砿、すなわち、あらあらしい言葉であったとしても、「真実にして虚ならず。是の時是の法、能く一切衆生の利益を為すは、聞きて悦ばずと雖も、我要ず之を説く。」と仰せられ、それは諸仏、如来は方便を知っているからだ、という。

されば「善男子、我一時、彼の城野の聚落の叢樹に遊びて、其の林下に在るが如し。一つの鬼神有り、即ち城野と名く。純ら肉血を食し、多く衆生を殺す。復其の聚に於て、日に一人を食す。善男子、我その時に於て、彼の鬼神のために、広く法要を説く。然るに彼、暴悪・愚癡・無智にして、教法を受けず。我即ち身を化して大力鬼となり、其の宮殿を動じて、所に安んぜざらしむ。彼の鬼、時に其の眷属を将いて其の宮殿を出で、来りて距で逆はんと欲す。鬼我を見る時、即ち心念を失ふ。惶怖して地に躄れ、迷悶断絶して、猶し死人の如し。我慈愍を以て手もて其身を摩すれば、即ち還って起坐して、是の如きの言を作さく、『快い哉、今日還って身命を得たり。是の大神王は、大威徳を具し、慈愍の心有りて、我が倦咎を赦したまう』即ち我が所に於て、善信心を生ず。我即ち如来の身を還復して、復更に為に種々の法要を説き、彼の鬼神をして不殺戒を受けしむ。善男子、如来は衆生を調伏せんと欲するが為の故に、是の如き種々の方便を示す。故に彼をして怖畏を生ぜしむるに非ざるなり。善男子、我は亦木を以て、護法鬼を打てり。又一時に於て、一つの山上に在り、羊頭鬼を推して、山下に堕せしめたり。復樹頭に於て、護獼猴鬼を撲ち、護財象をして、五師子を見せしめ、金剛神をして、薩遮尼犍を怖れしめ、亦針を以て箭毛鬼の身を刺せり。是の如きを作すと雖も、亦彼の諸の鬼神等をして、滅没する者有らしめず。直彼をして正法に安住せしめんと欲す。故に是の如きの種々の方便を示すなり。とある。こ、で云う方便とは神通のことであり、時にきび

しく罰し、神通を以ておそれを抱かすのも、すべては衆生を慈愍し、その者をして、正法に安住せ しめんがためであるとお説きになっているのである。

而して、阿毘達磨俱舎論巻十六、分別業品第四の四には、「若し染心(染汚の心)を以て非愛の語を発し他を毀砦するときは、麁悪語と名く。」ないと云い、阿毘達磨大毘婆沙論巻第百十六 28 には、麁悪語に三種類あって、貪欲の心から「名利を以って他の有情を、若しくは己のために、若しくは他のために罵詈し毀辱するが如し」と。また瞋恚の心で「他に於て損悩心・怨嫌・悪音楽心有りて便ち彼れ或は彼れの親友を、若しくは己のために、若くは他のために罵辱するが如し」と。また愚癡の心から生ずるもので、「天性甚だ卒暴にして多く麁悪語をなすに、彼の諸の弟子は以って善妙なりとなし、皆、麁語を習うが如」きものとがある、と云う。これを以てみるに、仏・菩薩には、時に麁語があると云うが、全く煩悩を断じており、衆生をして正法に安住せしめんがためのものであり、制戒さるべき所謂麁悪語ではなくて、「お叱り」と受けとらしていただくべきものではなかろうか。

## 第四章 弥陀の十八願文に関する考察

第一節 至心、信楽、欲生と乃至十念

親鸞聖人はその著『教行信證』教巻に、大無量寿経の「如来、無蓋ノ大悲ヲモテ三界ヲ矜哀シタマフ。世ニ出興スル所以ハ道教ヲ光闡シテ群萌ヲ拯ヒ、恵ムニ真実ノ利ヲモテセムト欲シテナリ』<sup>29</sup>とあるを引用、弥陀如来は広大無辺の慈悲を以て、迷界のあらゆる衆生を慈愍され、この世に現われたのであるが、それは自力聖道の教えをもってしては救われることができないことを示されて、一切の衆生を救わんとして、南無阿弥陀仏の名号を恵まれたことを明らかにして下された。

而して信巻には、「設我得仏十方衆生至心信楽欲生我国乃至十念若不生者不取正覚唯除五逆誹謗 正法」、即ち、たとい我れ仏を得んに、十方の衆生が、至心、信楽、欲生我国の三心を具足し、乃 至十念して、もし生れることがなければ、我れも正覚を取らじ。唯五逆と誹謗正法のものを除く、 とある第十八願文をご引用になっている。

また本願成就の文を引用され、『大経』に「諸有衆生其ノ名号ヲ聞キテ信心歓喜セムコト、乃至一念セム。至心ニ回向セシメタマヘリ。彼国ニ生ト願ゼバ、即往生ヲ得、不退転ニ住セム。唯五逆ト誹謗正法トオバ除ク」 30 とあるを、『無量寿如来会』 30 の文と比較し、正依の『大経』には「乃至一念」とだけあって、称名の一念ともみられるのであるが、聖人はわざわざ異訳の『如来会』の文を引用されて、その箇所が「一念浄信」となっていることを指滴し、この「浄信」、清浄の信心は凡夫の迷妄汚濁の心からいずる筈はなく、まったく如来の清浄心であることを明らかにして下さったものであろう。

また『散善義』の文を引用して、「経ニ云ク。一者至誠心。至ハ真ナリ、誠ハ実ナリ、一切衆生ノ身口意業ノ所修ノ解行、必ズ真実心ノ中ニ作シタマヘルヲ須ヰルコトヲ明ムト欲フ。外ニ賢善精進ノ相ヲ現コトヲ得ザレ、内ニ虚仮ヲ懐イテ、貪瞋邪偽、奸詐百端ニシテ、悪性侵メ難シ、事蛇蝎ニ同ジ。三業ヲ起ストイヘドモ名テ雑毒ノ善ト為ス、亦虚仮ノ行ト名ク、真実ノ業トナヅケザルナリ。若此ノ如キ安心起行ヲ作ス者ハ、タトヒ身心ヲ苦励シテ、日夜十二時ニ、急ニ走メ急ニ作シテ頭燃ヲ炎フガ如クスル者ハ、衆テ雑毒ノ善ト名ク。此ノ雑毒ノ行ヲ回シテ彼ノ仏ノ浄土ニ求生ト欲スル者ハ、此レ必ズ不可ナリ。何ヲ以ノ故ニ、正シク彼ノ阿弥陀仏因中ニ菩薩ノ行ヲ行ジタマフシ

また六要鈔 には「凡所施為趣求亦皆真実」すなわち「凡ソ施シタマフトコロ趣求ヲナス、亦皆 真実ナリ」とあるについて、所施は弥陀の廻向、為趣求は衆生願生の信心、として、弥陀の真実を 悉く衆生に廻施下され、それが衆生の上にあらわれて、衆生にも、浄土に生れたいという真実なる 願生の思いがおこるのだ、と註釈してあります。

また弥陀は、「一切ノ群生海、無始ヨリコノカタ、乃至今日今時ニ至マデ、穢悪汚染ニシテ清浄ノ心無シ、虚仮諂偽ニシテ眞実ノ心無」き衆生の相を悲憫し、かゝる「群生ヲ荷負シテ之ヲ重擔トナシ」<sup>1)</sup>たまい、「如来一切苦惱ノ衆生海ヲ悲憫シテ、不可思議兆載永劫ニ於テ、菩薩ノ行ヲ行ジタマフシ時、三業ノ所修一念一刹那モ、清浄ナラザルコトナシ、眞心ナラザルコトナシ。如来清浄ノ眞心ヲ以テ、円融无碍不可思議不可称不可説ノ至徳ヲ成就シタマヘリ。如来ノ至心ヲ以テ、諸有ノ一切煩惱悪業邪智ノ群生海ニ回施シタマヘリ。則是利他ノ真心ヲ彰ス、故ニ、疑蓋雑ルコトナシ。斯ノ至心ハ則是至徳ノ尊号ヲ其ノ体ト為セルナリ。」30)と。

その変らざる至心を以って名号を成就し、あらゆる煩惱悪業邪智の衆生に回施したまうのであり、 そこには、如何なる衆生も救わるべきことを信じて疑われない利他の真実、至心があるのでありま す。

「次ニ信楽ト言フハ則チ是レ如来ノ満足大悲円融無碍ノ信心海ナリ。是ノ故ニ疑蓋間雑有ルコトナシ。故ニ信楽ト名ク。即利他回向ノ至心ヲ以テ信楽ノ体トスルナリ。」と。信楽とは、煩惱と菩提との一体なるを証し、よく悪を転じて善となすはたらきを満足せられたる仏の大慈悲心が印現したる衆生の信心であって、すなわち如来の施したまう至心(その体名号)、衆生の心中に入りて衆生の至心となる。これが信楽の相である。

「然ニ無始ヨリコノカタ、一切群生海、無明海ニ流転シ、諸有輪ニ沈迷シ、衆苦輪ニ繋縛セラレ、清浄ノ信楽ナシ。是ヲ以テ無上功徳値遇シガタク、最勝ノ浄信獲得シ難シ。一切凡小一切時ノ中ニ、食愛ノ心常ニ能ク善心ヲ汚シ、瞋憎ノ心常ニ能ク法財ヲ焼ク。急作急修シテ頭燃ヲ炙フガ如クスレドモ衆テ雑毒雑修ノ善ト名ク。亦虚仮韶偽ノ行ト名ク。眞実ノ業ト名ケザルナリ。此ノ虚仮雑毒ノ善ヲ以テ无量光明土ニ生ト欲スル、此必ズ不可ナリ。300と、衆生本来の相を明らかにして、その虚仮雑毒の善を以て浄土往生を願っても不可能なるを明らかにし、その者の救われることは、「正シク如来菩薩ノ行ヲ行ジタマフシ時、三業ノ所修乃至一念一刹那モ、疑蓋雑ルコトナキニ由」る。即ち、衆生の必ず救わるべきことを確信して一念一刹那も疑をまじえざるのみ心によることを明らかにし、このみ心が衆生に到り届いてその信心となり、これが報土に生れる正因の信心となることを明らかにして下された。即ち、「斯ノ心ハ即チ如来ノ大悲心ナルガ故ニ、必ズ報土ノ正定ノ因トナル。如来苦惱ノ群生海ヲ悲憐シテ、無碍広大ノ浄信ヲ以テ諸有海ニ回施シタマへリ。是ヲ利他眞実ノ信心ト名ク。」と。

「次ニ欲生トイフハ則チ是レ如来諸有ノ群生ヲ招喚シタマフノ勅命ナリ。即チ眞実ノ信楽ヲ以テ

### 藤岡隆男

欲生ノ体トスルナリ。されば、まことにこれは大乗・小乗、凡夫やこの世の聖者、定善、散善のものの、わが心より発起した往生浄土の志願に非ず。「故ニ不回向ト名ルナリ」と。「然ルニ微塵界ノ有情、煩悩海ニ流転シ、生死海に測没シテ」真実の往生浄土の志もなく、清浄な往生浄土の願もない。「是ノ故ニ如来一切苦悩ノ群生海ヲ矜哀シテ、菩薩ノ行ヲ行ジタマイシ時、三業ノ所修、乃至一念一刹那モ、回向ノ心ヲ首トシテ大悲心ヲ成就スルコトヲ得タマヘルが故ニ。利他真実ノ欲生心ヲ以テ、諸有海ニ廻施シタマヘリ。」されば衆生領受の欲生の心、すべてこれ仏の廻向心であり、これ全く仏の大悲心なるが故に、疑蓋まじわらざるなり。

されば、「信トニ知ヌ、至心・信楽・欲生、其ノ言ハ異ナリト雖モ其ノ意コレーナリ。何ヲ以ノ故ニ、三心已ニ疑蓋雑ルコトナシ。故ニ真実ノ一心ナリ。是ヲ金剛ノ真心ト名ク、金剛ノ真心是ヲ真実ノ信心ト名ク。真実ノ信心ハ必ズ名号ヲ具ス。と、三心は一信楽に帰結することをお示し下さり、仏の真実を領受して疑いなき真実の心、それは全く仏より廻向の真実信心であり、その至心の体は南無阿弥陀仏の名号であり、真実の信心は必ずこの南無阿弥陀仏を具現するというのである。

されば名号はその内容としての至心・信楽・欲生の三心を含みつ、衆生に廻向成就され、衆生の 信心に具現されるのであります。

而して信心の具現である称名は、智栄によると、「称仏六字、即嘆仏、即懺悔、即発願廻向、一切善根荘厳浄土』<sup>32)</sup> なりといい、親鸞の註釈によると、「『称仏六字』といふは南無阿弥陀仏の六字をとなふるとなり。『即嘆仏』といふは、すなわち南無阿弥陀仏をとなふるは仏をほめたてまつるになると也、また『卽懺悔』といふは、南無阿弥陀仏をとなふるは、すなわち無始よりこのかたの罪業を懺悔するになるとまふす也。『卽発願廻向』といふは、南無阿弥陀仏をとなふるは、すなわち安楽浄土に往生せむとおもふになる也、また一切衆生にこの功徳をあたふるになると也。『一切善根荘厳浄土』といふは、阿弥陀仏の三字に一切善根をおさめたまへるゆへに、名号をとなふるはすなわち浄土を荘厳するになるとしるべしと也』<sup>32)</sup>と。

如来の疑蓋まじわらざるみ心が衆生の心にいたりと、いて嘆仏となり、懺悔となり、この懺悔の場に於て「唯除五逆誹謗正法」のご文が、何の抵抗を感ずることもなく、そのまま弥陀の抑止と私には受けとられるのであります。

而してこれは廻向の信心によるが故に随順的であり、そこには自力の力みは毫も存在せず、自我 我執の崩壊をもたらすのである。

衆生は弥陀如来、諸仏、菩薩の、その衆生を摂取して、毫も己れの利養のためでもなく、また如何なるものにも瞋恨を抱かざるその真実大悲を知らないものだから、自己を自分で防禦しようとして、己造・未造とか、誘法の具・不具だとかの言辞を、その底に流れている心も知らず、五逆を未だ造らず、謗法の罪は犯していないと弁護して、自己の所謂「前衛」front とし、時に少しく反省して、「唯除」のご文を抑止としながらも、己れは弥陀の袖にかくれて釈迦の抑止とし、徒らに疑のために自我の城壁を厚くすることにエネルギーを労費していた。

然るに、か、る疑蓋まじわらざる真実にして広大無辺なるみ心にふれて、そのかたくなに閉ざしていた自我が随順的に崩壊する。これが懺悔であり、その時、歓喜(嘆仏)とともに大いなるご廻向の力が、真に活く可き方向に向って働き出す。これが発願廻向であり、また一切善根荘厳浄土、即ち「大悲ヲ行ズル」<sup>33)</sup>衆生の慈悲行ともなるであろう。

田辺元によれば、懺悔とは自己の当にあるべき存在に対する願望をば持ち続けながら、それに背

反する現実の自己に絶望し、文字通り自己の存在資格に対する積極的希望を絶ち、斯かる随順的絶望に於いて自己を放棄するのが私の謂ふ懺悔である。而して懺悔そのものの起発は、私の自力に由来するのでなく、却って救済の大悲たる他力に由来し、自己はこれに随順して、否定の苦痛と共に肯定の歓喜を享受する。この歓喜は他力によるものとして必然に感謝に連なり、更に之を頒ち振り向けんとする他力への協力としての報恩に進展する、<sup>34)</sup>と云っている。

また亀井勝一郎は、自我の確立はたしかに近代精神の一つの特徴であるが、同時に我々が一番忘れていることは、その自我を放棄する場ではなかろうか。自我の拡大だけを考えるところにはエゴイズムが生れるし、自我の放棄だけを考えるところには盲目的な屈従の姿があらわれやすい。拡大するとともに放棄するという、この双方の同時存在、それを典型的にあらわしたのが即ち大乗の菩薩精神で、こうした形での拡大と放棄の同時存在、これが仏教の考えてきた「愛」というものの最高形態ではなかったろうか、35)と云っている。

私は、如来の真実大悲にふれて、仏徳を讃嘆すると共に懺悔(随順的自我崩壊)し、同時に真に 無碍なる所謂自己の拡大(発願廻向)、或は他力への協力(一切善根荘厳浄土)があることを信ず るのであります。

そしてこれが、称名念仏という具体的なすがたの上に、無碍に現われるのであります。

### 第二節 「唯除五逆誹謗正法|

私に思うと前述した、曇鸞・善導らの説は、五逆罪や謗法罪を造らせまいとしてのご親切から、我々に抑止して下さっていたものであり、弥陀の抑止は同時に曇鸞、善導の抑止であったように思われる。

而して親鸞聖人は、ご自身の上にその抑止さるべき五逆謗法を洞察、懺悔され、その者が救われてゆくことを慶喜されたのである。

さればその著『教行信証』総序には、「竊カニ以ミレバ、難思ノ弘誓ハ難度海ヲ度スル大船、无碍ノ光明ハ无明ノ闇ヲ破スル恵日ナリ。然レバ則チ、浄邦縁熟シテ、調達闍世ヲシテ逆悪ヲ興ゼシメ、浄業機彰シテ釈迦韋堤ヲシテ安養ヲ選バシメタマヘリ。斯レ乃チ、権化ノ仁、斉シク苦悩ノ群萌ヲ救済シ、世雄ノ悲、正シク逆謗闡提ヲ恵マント欲ス。」360とあり、調達(提婆)は謗法罪を犯せる代表であり、闍世(阿闍世)は五逆罪を犯せる代表者、韋提(韋提希)は心想贏劣なる愚痴の代表であろう。聖人は自己を深く洞察して、彼らの中に自己の真のすがたを観じ、これらの重罪を悉く自己の内に具せるを感ぜられると同時に、この者の救われることを身を以て示したまうために、仮にこの世に現われたまうた慈悲深い仏・菩薩の化身であるといた、かれたのである。

而して聖人は、この罪に穢れた身を厭い捨て、真実清浄をねがい求めるべき身であるにもかゝわらず、「行二迷ヒ信二惑ヒ心クラク識スクナク、悪重ク鄣多」い身であったが、今こゝに「慶バシイカナ、西蕃月支ノ聖典、東夏日域ノ師釈二、遇ヒ難クシテ今遇フコトヲ得タリ。聞難クシテ已ニ聞コトヲ得タリ。真宗ノ教・行・證ヲ敬信シテ、特ニ如来ノ恩徳深コトヲ知ヌ。斯ヲ以テ聞クトコロヲ慶ビ、獲ルトコロヲ嘆ズルナリ。と、非常に高い調子の感嘆の言葉をもって記している。

また『信巻』末に、『涅槃経』の「迦葉世に三人有りて、其の病治し難し。一つには大乗を謗るなり。二つには五逆罪なり。三つには一闡提なり。是の如きの三病は、世の中の極重なり。悉く声聞・縁覚の能く治する所に非ず。善男子、譬へば病有り、必死にして治すこと無きが如し。若は瞻

病随意の医薬有るも、若は瞻病随意の医薬無くも、是の如きの病は定んで治すべからず。当に知るべし。是の人の必死疑無きを。是の三種の人も亦復是の如し。若声聞・縁覚・菩薩ありて、或は説法する有るも、或は説法せざるも、其をして阿耨多羅三藐三菩提の心を発さしむること能はず。仏・菩薩に従い、聞法を得已りて、即便能く阿耨多羅三藐三菩提の心を発す。法を聞かずして能く心を発すに非ざるなり。迦葉譬へば病人の、若は瞻病随意の医薬有るも、若は瞻病随意の医薬無きも皆悉く差ゆべきが如し」<sup>38)</sup>とあるをご引用になっているが、その「善男子、譬へば病有り、必死にして治すこと無きが如し。若は瞻病随意の医薬有るも、若は瞻病随意の医薬無くも、是の如きの病は定んで治すべからず」との箇所を、「善男子、譬バ病有レバ必死スルニ治無カランニ、若ハ瞻病随意ノ医薬有ムが如シ。若シ瞻病随意ノ医薬無ラム。是ノ如キノ病定テ治ス可カラズ」<sup>37)</sup>と読み変えている。

これは、本願の名号こそが、必死の病人、難治の機にとっての瞻病隨意の医薬である。と受けと られたからであろう。

それにつゞいて、其の性弊悪にして、好んで殺戮を行い、父王まで惨殺した阿闍世が、仏陀の大 悲の説法にあって救われたことが、長々と引用されている。

そしてその次に、「夫レ諸大乗ニ據ルニ難化ノ機ヲ説ケリ。今『大経』ニハ唯除五逆誹謗正法ト 言ヒ、或ハ唯除造无間悪業誹謗正法及諸聖人ト言へリ。『観経』ニハ五逆ノ往生ヲ明シテ謗法ヲ説カズ。 『涅槃経』ニハ難治ノ機ト病トヲ説ケリ。斯レ等ノ真教云何思量セムヤ』と問いかけて、曇鸞大師 の『論註』巻上<sup>2)</sup>を引用して、『無量寿経』に往生を願う者皆往生を得るに、唯五逆と正法を誹謗 するを除くとあり、『観無量寿経』に五逆・十悪諸の不善を具せる者も往生を得しむとあるが、一 経には二種の重罪、即ち五逆と正法を誹謗する罪とを具せるを以て往生を得ることがない。併し他 の経には十悪・五逆の罪を作るとはあるが、正法を誹謗した罪を言っていない。この誹謗正法の罪 がないから往生することができるのである。といい、これは謗法罪の重いことをしめして、この罪を犯せ ば他の罪がなくとも往生できないことを諭されるのである。そしてその理由として、大品般若経巻十一に、 五逆の罪人は阿鼻大地獄の中に墮ちて、つぶさに一劫の間この重罪の報いを受けるが、正法を誹謗した者 は、阿鼻大地獄の中に墮ちて、展転百千の阿鼻大地獄を経ても、出づることを得る時節を仏も記 したまわない。これは謗法の罪が極めて重いからである。而して正法とは仏法のことである。 この法を誹謗するものが、どうして仏土に生れ度いと願うだろうか。たとい彼の安楽国に生 れることを願うことがあったとしても、それは水でない氷、烟の無い火を求めるようなもの で、理窟に合わないではないか。正法を誹謗する相は、仏ましまさず、仏の法無し、菩薩無 し、菩薩の法無しというような見解を自らも持ち、また他の人の意見に従ってそのような考 え方に固執する等、皆誹謗正法と名けるのである。若し諸仏・菩薩・世間・出世間の善道を 説いて衆生を教化する者が無かったら、どうして仁・義・礼・智・信有ることを知ろうか。 このような世間の一切の善法は皆断じ、出世間の一切の賢聖も皆滅してしまうだろう。汝、 但五逆の罪の重いことを知って、五逆罪の正法無きより生ずることを知らないが故に、正法 を謗ずる罪は最も重いのである。『業道経』に業道は稱の如く、重いものが先づ牽くとある が、『観無量寿経』に、人が五逆十悪を造り、諸々の不善をともなうならば、悪道に墮ちて、 多劫を経歴して無量の苦を受けるであろう。命終る時に臨んで善知識が南無無量寿仏を称せしむ

るとき、心を至して絶えることなく十念の念仏を称えれば、すなわち安楽浄土に往生でき、同時に 大乗正定の聚に入って畢竟不退となり、三塗の諸々の苦しみから永遠にのがれることができる。併 し曠劫以来つぶさに諸々の悪行を造ってきた有漏の法は三界に繋属している。僅か十念の念仏で、 たちまち三界を出ることができるということについて疑問もあろうが、かの罪を造る人は、みづか ら虚妄顛倒の見解から生じ、この十称念仏は善知識が方便安慰して、実相の法を聞かしめたことに よって生じたものであるから、一は実、一は虚であり、比べものにならない。それは恰度千年の間 閉ざされて暗闇であった部屋であっても、光がもし暫らくでも入ったら、たちまち明るくなるよう なものであり、これを在心、すなわち心のもちようにあるというのである。またかの罪をつくる人 は、みづから妄想の心にとゞまり、煩悩虚妄の結果である。而してこの十声念仏は、無上の信心に 依るものであり、阿弥陀如来の方便、真実清浄無量功徳をもって荘厳されたる名号に依って生ずる ものである。これを在縁、すなわち縁によるというのである。またかの罪をつくる人は、有後心、 有間心、すなわち造罪は生命の継続を豫想した上で行はる、ものであるから緊張せず、余祐あり、 隨って他想間雑して専念ならざる心<sup>39)</sup>を根據として生じたものであり、十声の念仏は無後心、無間 心すなわち無後心は最後心なるが故に余法を修するに暇なく、他法を念ずる能はざる心<sup>39)</sup>から生じ たもので、他力信心に決定しているのである。この三つの義を校量してみると、十念は重く、重き もの先づ牽いて、よく三有虚妄の世界を出づることができるのであり、『業道経』の説も『観経』 の説も少しも違わぬのである。また十念というのは、ただ阿弥陀仏を憶念して、もしは総相、もし は別相、所観の縁にしたがって心に他の想なく、十念相続するをいうのである。また名号を称える 心の相続も十念というのである、と。

即ち、五逆罪は念仏相続によって救われるが、謗法罪はその罪が重く救われざる罪であるから、 その謗法の罪を造らせまいとして、ここに曇鸞の言葉を用いられたものであろう。

次いで善導大師の『散善義』下品下生釈4)を引用して、四十八願の中で、謗法・五逆を除くとは、この二業はその障りが極重であって、衆生若し造れば直ちに阿鼻地獄におちて歴劫周憧して出づべき由なし。ただ如来はこの二つの罪過を造ることを恐れるが故に、方便して止めて往生できないと仰せられたのであって、摂取しないというのではないのである。また観経の下品下性の中に、五逆を犯した者を摂取して、謗法罪を犯した者を除くと仰せられてあるのは、この場合五逆罪はすでに犯されて了ったとは云え、見捨てて生死に流転せしむべきではないので、本来の大悲を発されて、摂取して往生せしめるのである。併し謗法の罪は未だ犯されてはいないので、抑止して、若し謗法罪を犯せば往生出来ないぞと戒しめているのである。即ちこれは未造業について抑止しているので、若しこの罪も犯されてしまった時に於ては、また摂取して往生せしめるのである。併し彼の土に往生できても、華合して多劫を逕、一つには仏及び諸の聖衆を見ることを得ず、二つには正法を聴聞することを得ず、三つには歴事供養することを得ず、併し、これを除いて以外はさらに諸の苦無く、恰度比丘の三禅の楽に入るが如きであるといい、華の中に在って多劫開かないとは云っても、阿鼻地獄の中で長時永劫に諸の苦痛を受けるよりはましである、と。

即ち、五逆も謗法も犯してしまった時には、弥陀は本来の大悲をおこされ、摂取して往生せしめはするが、重い謗法の罪ゆえに、真の楽しみを得ることができないので、犯してはならぬと戒しめられんがために、この説を引かれたものであろうか。

次に『法事讃』巻上<sup>5)</sup>を引用して、「ナガク譏嫌ヲ絶チテ、ヒトシク憂悩ナシ。人天善悪皆往ク

コトヲ得、彼ニ到リテ殊ナルコト無シ。斉同不退ナリ。何ノ意カ然ルトナラバ、乃シ弥陀ノ因地ニ世饒王仏ノ所ニテ位ヲ捨テ、家ヲ出ヅ。則チ悲智ノ心ヲ起シテ、広ク四十八願ヲ弘メタマフニ由テナリ。仏ノ願力ヲモテ、五逆ト十悪ト罪滅シ生ズルコトヲエシム。謗法・闡堤廻心スレバ皆往ク。」 5)とある。

親鸞聖人はこの言葉を引用して、五逆・謗法・闡堤等の悪機即ち本願の正機であって、弥陀の本願の上からはさらに差別がないことを示されたものであるが、たゞこゝに廻心、すなわち、いままでの心を改めることが大切だということを強調されているのであろう。

教行信證には続いて五逆の説明がつけ加えられてある。即ち、「五逆トイフハ、モシ淄州ニョラバ、五逆ニニアリ。一ニハ三乗ノ五逆ナリ。謂クーニハ故ニオモウテ父ヲ殺ス。ニニハ故ニオモウテ羅漢ヲ殺ス。四ニハ倒見シテ和合僧ヲ破ス。五ニハ悪心ヲモテ仏身ヨリ血ヲイダス。恩田ニソムキ、福田ニ違スルヲモテノユヘニ、コレヲナヅケテ逆トス。コノ逆ヲ犯スモノハ、身ヤブレ命ヲヘテ、必定シテ無間地獄ニ堕シ、一大劫ノウチニ無間ノ苦ヲウクレバ、無間業トナヅク。マタ俱舎論ノナカニ、五無間ノ同類ノ業アリ。カノ頌ニイハク。母ト無学尼ヲケガス(殺母罪ノ同類)。住定ノ菩薩(殺父罪ノ同類)オヨビ有学ノ聖者ヲ殺ス(殺羅漢ノ同類)。僧ノ和合縁ヲウバウ(破僧罪ノ同類)。率都婆ヲ破壊ス(出仏身血ノ同類)ト。ニニハ大乗ノ五逆ナリ。薩遮尼乾子経ニ説クガゴトシ。一ニハ塔寺ヲ破壊シ、経蔵ヲ梵焼シ、オヨビ三宝ノ財物ヲ盗用ス。ニニハ三乗ノ法ヲソシリテ、聖教ニアラズトイヒテ、障破留難シ、隱蔽覆蔵ス。三ニハ一切出家ノヒト、モシハ有戒、無戒、持戒、破戒ニオイテ、打薦シ呵責シ、過ヲトキテ禁閉シ、還俗セシメテ駆使シ、債調断命セシム。四ニハ父ヲ殺シ、母ヲ害シ、仏身ヨリ血ヲイダシ、和合僧ヲ破シ、阿羅漢ヲ殺ス。五ニハ因果ナシト謗シ、長夜ニツネニ十不善業ヲ行ズルナリ。と。

この義について名畑応順は、淄州の五逆の解釈には、三乗の五逆と大乗の五逆とを分けてあるが、後者によれば、謗法も五逆に摂められる。そこで『大経』で抑止された逆謗が『観経』ではすべて 摂取されるという意を取って、ここに引用せられたと見るのが適当であろう<sup>40)</sup>、と云っている。

山辺、赤沼<sup>41)</sup>らの意見も同様である。而して存覚の六要鈔第三(末)に、「若シ小乗ノ五逆ニ依ラバ、人皆為ラク輙ク之ヲ犯サズトオモヘリ。若シ大乗五逆ノ説ニ依ラバ、人々一々ニ比ノ罪ヲ遁レ難シ。常ニ十悪ヲ行ズル、即チ比ノ摂ナルガ故ニ、仍チ且ハ慚愧悔過ノ心ヲ生ゼンガタメ、且ハ済度ノ大悲深重ノ仏恩ヲ念報セシメンガタメニ之ヲ引カルカ。」<sup>42)</sup>とある意を汲んで、若し小乗の五逆ならば多くの人は犯しておらぬと思っているが、大乗の五逆説に照らさるる時は何人も五逆罪を免ることは出来ない。人は皆十悪五逆を行うているのである。乃ちこれらの罪相を明らかにして、慚愧の念を生ぜしめんがために引用せられたと云っている。

私には、聖人がかく高僧の説をご引用になられたのは、そのいずれもが真実弥陀如来のみ心であることをお示し下さったものであろうと思われてならない。

親鸞にあっては、「たゞ念仏して弥陀にたすけられ」<sup>43)</sup> ることが、弥陀の本願であり、釈尊の説教であり、善導、法然のおすすめであったことを思うとき、こゝに高僧の説をご引用になったのは、そのいずれもが聖人には直ちに弥陀の直説であったろう。されば摂取と抑止に、弥陀と釈迦の区別のあろう筈はなかったのである。

謗法の者を救わぬというのも弥陀如来の真実なら、五逆・謗法を犯させまいとして抑止するのも 如来の真実、また廻心すれば謗法も闡提も往生せしめんというもまた弥陀如来の真実。何故なら、 大乗・小乗を問わず、五逆、謗法、闡提が末世下根の衆生そのものであったからである。溜州の五 逆の説明を引用されたこころも、ここにあったのではないだろうか。

ニューヨークのユニオン神学校の精神医学および宗教相談部主任E.A.ルーミスは、「われわれの沈黙や寛容は、相手の行為を承認したものとして理解されるだけでなく、いやそれどころか、これを催促するものとして受けとられることがしばしばある」と云って、その実例を挙げて説明している<sup>74)</sup>が、弥陀の本願が極悪の者をも摂取して捨てず、との寛容は、しばしば一部の者に造悪無碍の行為を承認されているものと理解されたり、時にこれを催促しているものとして受けとられたことのあることは、事実親鸞聖人の時代、か、る造悪無碍者が現われたことによって、充分うなづかれよう。

凡夫は逆謗摂取するというと、このように何をしてもよいかのように思い誤り、抑止するというと、犯せば救われないように思って善人ぶることに汲々として、折角芽生えはじめた自省心をも抑えつけるが、少しく自省心に芽生えた者は、釈尊の抑止として、弥陀大悲の袖にかくれようとする。 弥陀が「唯除ク」と仰せられても、五逆謗法の者を見棄てたというのでは決してない。「唯除ク」とは、かかる五逆謗法の者に対するきつい「お叱り」ではないであろうか。

昔から人間には知・情・意の三つがあると考えられているが、鈴木大拙<sup>73)</sup>も云っているように、 大体、浄土教は情と意、禅では知と意、浄土教では情の裏づけに意、意の裏づけに情、禅では、知 の裏づけに意、意の裏づけに知があるとしているが、私には第十八願文の「至心、信楽、欲生我国」 に弥陀の意を、「若不生者不取正覚」にその情を、そしてこの「唯除五逆誹謗正法」にその知を感 ぜしめられるのであり、それがそのまま衆生の知情意となることは勿論である。

而してこの「知」は、理否善悪を明かにして下さるものであることは云うまでもない。

時に鞭打、体罰も、教育に欠くことが出来ない、と云っている人もあるが、禅の語録や伝燈録をひもとけば、いくらでも喝だの、打だの、挙だのと出てくる。何もいいもせぬのに打たれることさえある。打たれて怒りを感ずるであろうが、この「怒り」を禅では巧みに利用し、自然に、無意識的に、自分で自分を越えさせるのである<sup>73)</sup>、という。これもその「知性」によって導びき出されたものであろう。

五逆謗法を「唯除」ク、というのは、その「知性」から仰せられたお言葉であり、一方ではこの きびしさが、五逆謗法を越えしめるのではないであろうか。

併し衆生の根機はさまざまで、その深義に気づかず、「唯除」ク、と云われると、五逆謗法の者の往生が塞がってしまっているように思って、生存の意義をさえ見失つてしまうことを畏れる者もないわけではない。さればこのご文を釈尊の抑止と理解しようとした者のあったことは前述のとおりだが、実は彼等は、「唯除」のご文にだけ目を注いで、大事な本文を深くいただこうとはしていないのではないだろうか。

Frankl は、自分の生の意味を知る人は、他の何よりもこの意識のおかげで、内、外の苦境や障害を克服できるのであるから、人々に自分の生きている意味を発見させてやることが重要である<sup>75)</sup>。と述べているが、第十八願には、「唯除」と、五逆謗法の者の往生が断たれているように思われるが、この「唯除」さるべき逆謗の自覚にめざめたる時、その者に、「欲生我国」すなわち「わが国に生れんと欲え」、そこに真実永遠なる安楽土、無生の生があるのだと、我々の生存の意義をよびさますおよびかけがあったのであり、「若不生者不取正覚」すなわち「もし生れずば正覚をとらじ」

との大悲の誓願があったことに感泣せしめられ、真の生き甲斐を得て、念仏相続の身とさしていた だくのであります。

されば善導は「唯除」さるべき自身を、「現ニコレ罪悪生死ノ凡夫、昿劫ヨリ巳来、常ニ没シ常ニ流転シテ出離ノ縁有ルコトナシ」と心に深く決定し、「不取正覚」の情により「衆生ヲ摂受シテ、疑ナク慮ナク彼ノ願力ニ乗ジテ、定ンデ往生ヲ得」<sup>76)</sup>と深く信じよろこび、「欲生我国」の意志をもって、念仏相続する身となったことでありましょう。

これをみても、「唯除」のご文を素直に我が身の問題として受けとったことが、その往生を塞ぐ ことになっていないばかりか、むしろそこに住生の道がひらけていたのである。

親鸞も、「それほどの(唯除さるべき)業をもちうける身にてありける」を深く歎ずると同時に、(かかる者を)「たすけんとおぼしめしたちける本願のかたじけなさよ」<sup>65)</sup>と歓喜の涙にむせんでいられる。これも、「弥陀五劫思惟の願をよくよく案ずれば、ひとへに親鸞一人がためになりけり。「不取正覚」のおよび声がその胸奥にいたりとどいたればこそであろう。

されば、この「唯除」のご文を、往生塞がる理由で、釈尊の抑止とするには全く当らないのである。

彼等は俗っぽい常識的理性から離れることが出来ない。極論的だが、本願が信ぜられていないのである。

それは恰度、信ぜられない子どもには、泣いて叱る親の心がわからないのと同様であろう。

# 第五章 親鸞聖人の「お叱り」

口伝鈔によると、常陸の国新堤の信楽坊が、親鸞聖人と法文の義理のことで意見が合わず、門弟 をはなれて去って行った時、お弟子の蓮位房が、かねて聖人が信楽房に与えられていた本尊や聖教 をとり返すよう進言した。併し聖人は、「本尊、聖教をとりかへすこと、はなはだしかるべからざ ることなり。そのゆへは親鸞は弟子一人ももたず、なにごとををしへて弟子といふべきぞや。みな 如来の御弟子なれば、みなともに同行なり。念仏往生の信心をうることは釈迦・弥陀二尊の御方便 として発起すとみえたれば、またく親鸞がさづけたるにあらず。当世たがひに違逆のとき本尊、聖 教をとりかへし、つくるところの房號をとりかへし、信心をとりかへすなむどいふこと、国中に繁 昌と云々。返々しかるべからず。本尊・聖教は衆生利益の方便なれば、新鸞がむつびをすてて他の 門室にいるといふとも、わたくしに自専すべからず。如来の教法は総じて流通物なれば也。しかる に親鸞が名字ののりたるを、法師にくければ袈裟さへの風情にいとひおもふによりて、たとひかの 聖教を山野にすつといふとも、そのところの有情群類、かの聖教にすくはれてことごとくその益を うべし。しからば衆生利益の本懐そのとき満足すべし。凡夫の執するところの財宝のごとくに、と りかへすといふ義あるべからざる也。よくよくこころうべし。44)と仰せられて、信楽房に対して自 分が教えてやったという名利心もなく、また彼に対する瞋恨もない。ただ信楽房をも含めてすべて の人々は云うに及ばず、生きとし生けるものが弥陀の本願に救われることを念じ、またそれを信じ て疑ってはいないのである。

親鸞聖人御消息集第二通目には、「さればとて念仏をとどめられさふらひしが、世にくせごとのをこりさふらひしかば、それにつけても念仏をふかくたのみて、よのいのりに、こころにいれて、まふしあはせたまふべしとぞおぼへさふらふ。」45)とあり、また第四通目には、「念仏せんひとびと

は、かのさまたげをなさんひとをばあはれみをなし、不便におもふて、念仏をもねんごろにまふして、さまたげなさんを、たすけさせたまふべしとこそ、ふるき人はまふされさふらひしか。よくよく御たづねあるべきことなり。」46)とある。また第五通目には、「かやうなるひとにて、念仏をもとどめ、念仏者をもにくみなんどすることにてもさふらふらん。それはかの人をにくまずして、念仏を人々まふしてたすけんと、おもひあはせたまへとこそおぼへさふらへ。」47とあり、第八通目には、「念仏を御こころにいれてつねにまふして、念仏そしらんひとびと、この世、のちの世までのことを、いのりあはせたまふべくさふらふ。御身どもの料は、御念仏はいまはなににかはせさせたまふべき。ただひがふたる世のひとびとをいのり、弥陀の御ちかひにいれとおぼしめしあはば、仏の御恩を報じまひらせたまふになりさふらふべし。よくよく御こころにいれてまふしあはせたまふべくさふらふ。聖人の廿五日の御念仏も、詮ずるところは、かやうの邪見のものをたすけん料にこそ、まふしあはせたまへとまふすことにてさふらへば、よくよく念仏そしらんひとをたすかれとおぼしめして、念仏しあはせたまふべくさふらふ。」48と仰せられるのであります。

聖人は、師に背き、念仏をさまたげ、そしる人々にもあわれみの心をもって、この世は言うに及ばずあの世まで、弥陀の本願にたすけられよ、と念じて、念仏すべきことをすすめられたのであります。

また、歎異抄第九章 <sup>49</sup>には、「念仏まふしさふらへども、踊躍歓喜のこころおろそかにさふらふ こと、またいそぎ浄土へまひりたきこころのさふらはぬは、いかにとさふらうべきことにてさふら うやらん」と、泣く泣くおたづねした唯円に対して聖人は、「親鸞もこの不審ありつるに、唯円房 おなじこころにてありけり。よくよく案じみれば、天におどり地におどるほどによろこぶべきこと を、よろこばぬにて、いよいよ往生は一定とおもひたまふべきなり、よろこぶべきこころをおさへ てよろこばせざるは煩悩の所為なり。しかるに、仏かねてしろしめして、煩悩具足の凡夫とおほせ られたることなれば、他力の悲願は、かくのごときのわれらがためなりけりとしられて、いよいよ たのもしくおぼゆるなり。また浄土へいそぎまひりたきこころのなくて、いささか所労のこともあ れば、死なんずるやらんとこころぼそくおぼゆることも煩悩の所為なり。久遠劫よりいままで流転 せる苦悩の旧里はすてがたく、いまだむまれざる安養の浄土はこひしからずさふらふこと、まこと によくよく煩悩の興盛にさふらうにこそ。なごりおしくおもへども、娑婆の縁つきて、ちからなく しておはるときに、かの土へはまひるべきなり。いそぎまひりたきこころなきものを、ことにあは れみたまふなり。これにつけてこそ、いよいよ大悲大願はたのもしく、往生は決定と存じさふらへ。 と仰せられておりますが、煩悩具足の凡夫と、弥陀はかねて是認(しろしめ)して、その者を救わ んがために本願をおたて下さったのだから、それをたのもしく思って念仏せよ、とすすめられる のであります。ここに、煩悩具足の者なればこそ、弥陀の大悲大願によって救われるのだというこ とに疑を抱かない聖人の信心があった。而して煩悩熾盛のものをみすてぬ弥陀の本願が聖人の信心 となり、それが唯円をして、本願を信じ、懺悔の涙と共に仏恩報謝の歓喜の念仏をせしめたことで あろう。

親鸞聖人は、かくの如く、あらゆる人々に対して、常にはやさしく、いたわりのある言葉で導びかれたのである。

その信心にふれ、その言葉にあった人々は、或る者は直ちに、或る者はいつかは、逆謗の自己を 廻心懺悔し、本願念仏に救われていったことであろう。

然るに、親鸞聖人八十三才の建長七年六月二日に書かれた『尊号真像銘文』(略本)には、「唯除五逆誹謗正法』のご文について、「唯除はただのぞくといふことばなり、五逆のつみびとをきらい、謗法のおもきとがをしらせむとなり。このふたつのつみのおもきことをしめして、十方一切の衆生みなもれず往生すべしとしらせむとなり。」50と記されてあり、ここでこの「ただのぞく」といった語勢は、教行信証信巻の五逆謗法の者に対する記述のところには、ついぞみられなかったきびしさを持っているといえよう。

建長七年といえば、いわゆる善鸞の事件が想起され、彼が東国における親鸞の有力門弟を、いわゆる造悪無碍者と語告したことに端を発している。

造悪無碍に直接関係する消息をあげると、『末燈鈔』所収の第十六、第十九、第二十通の三通と、 『御消息集』所収の第四、第五、第六、第七通の四通と、『真蹟書簡』「かさまの念仏者のうたが ひとわれたる事」一通の計八通であろう。

まづ『末燈鈔』所収の三通は、内容からみて関連のあるものであろう。この三通中、第十六通は 造悪無碍の張本人として常陸北郡の善乗一人だけをあげているのに対し、第十九、第二十通は善乗 以外に、信見をも造悪無碍者として数えあげている。

而して第十六通<sup>50</sup>には、「悪はおもふさまにふるまふべし」と云っている者に対して、「かへすがへすもあるべくもさふらはず」と云い、このような者は先づ第一「聖教のおしへもしらず。また浄土宗のまことのそこをもしら」ざる放逸無慚の者であると、きびしく制せられ、かかるものに「つゐにあひむつることなくてやみにしをばみざりけるにや」と、きわめてきびしい語勢がうかがわれ、事と次第によっては、汝をもそうするぞときめつけている。さらに、「されば善導の御をしへには、悪をこのむひとをばつつしんでとをざかれとこそ、至誠心のなかにはをしへをかせおはしましてさふらへ。いつかわがこころのわろきにまかせてふるまへとはさふらふ。おほかた経釈をもしらず、如来の御ことをもしらぬ身に、ゆめゆめその沙汰あるべくも候はず。と、そのいましめの根拠を明らかにして下さってある。

ここで、おほかた経釈をもというは、ひろく考えると一般的な教となるが、特に云えば信巻末に、 唯除五逆誹謗正法の重い罪咎を具に教へられてある経釈をさしているのであろうという考え <sup>52</sup>もあ り、「如来の御こと」とはすなわち「唯除五逆誹謗正法」のお言葉であろう。

またここに出てくる善乗房は、博奕、大酒、親不孝、毀師、法義の心得誤りの五失があったということである。<sup>53</sup> されば絶交され、遠ざけられたことであろう。

而して第十九通目には、「善知識をおろかにおもひ、師をそしるものをば謗法のものとまふすなり。親をそしるものをば五逆のものとまふすなり、同座せざれとさふらふなり。されば北の郡にさぶらふし善乗房は親をのり、善信をやうやうにそしりさふらひしかば、ちかづきむつまじくおもひさふらはで、ちかづけずさふらひき」 542とあり、また第二十通目にも、「この御なかのひとびとも少々はあしきさまなることのきこえ候めり。師をそしり、善知識をかろしめ、同行をもあなづりなんどしあはせたまふよしき候こそ、あさましく候へ。すでに謗法のひとなり、五逆のひとなり、なれむつぶべからず。『浄土論』とまふすふみには、かやうのひとは仏法信ずるこころのなきより、このこころはおこるなりと候めり。また至誠心のなかには、かやうに悪をこのまんには、つつしんでとをざかれ、ちかづくべからずとこそとかれて候へ」 550と、造悪無碍、五逆謗法の者に対する

きわめてきびしい聖人の言葉をみるのである。

また、『親鸞聖人御消息集』所収の第四(九月二日付「念仏の人々の御中へ」建長七年か一説に同八年)には、「ただし念仏の人、ひがごとをまふしさふらはば、その身ひとりこそ地獄にもおち、天魔ともなりさふらはめ」 <sup>40</sup>と仰せられ、第五(九月二日付慈信宛、建長七年か?)には、「こころより病をする人は天魔ともなり、地獄にもおつることにてさふらふべし」とも、「詮ずるところ、ひがごとまふさん人は、その身ひとりこそ、ともかくもなりさふらはめ」 <sup>47</sup>とも仰せられ、謗法の者は救いようがないから、その身ひとり地獄に陥ちるなり、どうにでもなれ、と極めてあらあらしいお言葉をお用いになっていられる。

さらに建長八年五月廿九日附慈信房勘当の書簡には、「第十八の本願をば、しぼめるはなにたとえて、人ごとにみなすてまいらせたりときこゆること、まことにはうぼふのとが、又五逆のつみをこのみて、人をそむじまどわさるること、かなしきことなり。ことに破僧の罪とまふすつみは、五逆のその一なり。親鸞にそらごとをまふしつけたるは、ちちをころすなり、五逆のその一なり。このことどもつたえきくこと、あさましさまふすかぎりなければ、いまはおやといふことあるべからず、ことおもふことおもいきりたり。三宝、神明にまふしきりおわりぬ。 500 とあり、わが子までが五逆謗法の造悪無碍者であったことを知ったとき、その悲しみは極度に深まったことであろう。泣く泣く勘当を言い渡されたことであるが、「三宝、神明にまふしきりおわりぬ」と、永遠に許し得ない憤りをもって書き送られたことであるが、その心底には、我が弟子どころか、わが子さえ救い得なかった人間愛の「かなしさ」が、親鸞の胸奥を狂おしくせめつづけていたことであろう。

梵網経巻下には、「菩薩は外道及以悪人の、一言も仏を謗る音声を見いては、三百の鋒もて心を刺すが如くなるべし。」 57 とあり、今聖人のお心も全く同様であったことと推察されるのであります。而して涅槃経梵行品第八の二 18 には、菩薩は大乗(正法)を誹謗するものがあれば、罰を与えてでも、時にはその命を奪ってでもこの者の誤りを正すが、これは決して罪ゆえの罰ではなくて、愛するが故に、救わんがために、その反省を求めているのであり、また時にあらあらしく、その言葉を衆生が好まなくとも、それが衆生のためになることであったら、あえてそれを説く、とありますが、今聖人も全くこの菩薩の心を心として、泣く泣く勘当され、遠ざけられたことであろう。

而して、普通の悲しみは時が経つにつれて薄らぎ、時にはたのしい想い出とさえなる。併し、子 を勘当した親の心は、却って時と共にその悲しみは深まるのである。

尊号真像銘文(略本)をお書きになってから三年後、善鸞を勘当してから二年後の正嘉二才戍午六月廿八日、親鸞聖人八十六才にお書きになった尊号真像銘文(広本)には、「唯除といふはただのぞくということば也。五逆のつみびとをきらい、誹謗のおもきとがをしらせむと也。………」 58 とあって、さきに『略本』に「謗法」とあったところが、『広本』では「誹謗」と書きあらためられてあり、勿論同意義の語でありながら、前者の「ホーボー」に比して後者の「ヒボー」に、きびしいなにものかを感ずるのは私一人であろうか。

而して教行信證化身土巻(本)には、涅槃経を引用して、「善男子、第一真実ノ善知識ハ、所謂菩薩・諸仏ナリ。世尊、何ヲ以ノ故ニ、常ニ三種ノ善調御ヲ以ノ故ヘナリ。何等オカ三トスル。一ニハ畢意軟語、ニニハ畢意呵責、三ニハ軟語呵責ナリ。 59 とあり、ここで畢意軟語とは行き届いたるやわらかな語、畢意呵責とは根本的呵責、軟語呵責とは軟語と呵責とを時に応じて兼用すること 39、であろう。

而して、根本的呵責、徹底して呵責できるのも、それらを真に救わずにおかないという熱情と、 必ず救い得る力(功徳)をもった真の善知識、即ち諸仏・菩薩なればこそであろう。

また呵責する時、真の師はその弟子の、そして親はその子の、その現在の罪咎は云うに及ばず、その罪業の行末をも自己の責任として背負っているのであり、なさぬ仲の、義理の親は、かくもわだかまりなく叱ることができたであろうか。子の罪業とその行末を知りながら、まだ何故かそれを畢意呵責することに踌躇するではないか。

親鸞聖人はその門弟を愛するが故に、その子をあわれむが故に呵責するのであります。而して御消息集第六に、「かへすがへすなげきおぼへさふらへども、ちからをよばずさふらふ」<sup>60</sup>と悲歎され、「かやうに悪をこのまんには、つつしんでとをざかれ、ちかづくべからずとこそとかれて候へ」<sup>50</sup>と、口ではつき離すように云われながら、「悪をこのむひとにもちかづきなんどすることは、浄土にまいりてのち衆生利益にかへりてこそ、さやうの罪人にもしたしみ、ちかづくことは候へ。それもわがはからひにはあらず。弥陀のちかひによりて御たすけにてこそ、おもふさまのふるまひもさふらはんずれ。」<sup>50</sup>と、その逆謗の罪業の行末までも背負ってみすてないが故に呵責するのであり、あらあらしく突き離すことができるのも、浄土往生ののち必ず救うぞとの熱情と、必ず救うことの出来る弥陀の功徳を信ずればこそであろう。

而してその呵責を通して現実の自己を洞察せしめられた時、はたして自身に真実の心、賢善精進の心、慚愧の心、大慈大悲の心を見出し得たであろうか。そこにはむしろ、如来に畢意呵責されねばならぬご自身を見出されたことであろう。

尊号真像銘文(広本)をお書きなされた同じ年の九月廿四日に記されたとする愚禿悲歎述懐和讃<sup>61)</sup>には、

浄土真宗に帰すれども、真実の心はありがたし 虚仮不実のこのみにて 清浄の心もさらになし 外儀のすがたはひとごとに、賢善精進現ぜしむ 貪瞋邪偽おほきゆへ、姧詐ももはし身にみてり 悪性さらにやめがたし こころは蛇蝎のごとくなり 修善も雑毒なるゆへに、虚仮の行とぞなづけたる 无慚无愧のこのみにて、まことのこころはなけれども 弥陀廻向の御名なれば、功徳は十方にみちたまふ 小慈小悲もなきみにて、有情利益はおもふまじ 如来の願船いまさずば、苦海をいかでかわたるべき 蛇蝎姧詐のこころにて、自力の修善はかなふまじ 如来の廻向をたのまでは、无慚无愧にてはてぞせん と。

かくて悲歎がやがて仏徳の讃嘆に変り、正法に帰すべきことをすすめられているのであります。 去りゆく門弟の行末を案じて本尊、聖教を奪い返さず、また五逆謗法の者を念仏と共に祈ること も親鸞の真実の慈悲なら、それらを呵責するのも真実の慈悲の発露である。

而して、愛するが故にその門弟を呵責し、わが子さえ呵責、勘当せずに居れなかった悲痛を通して、いよいよ「唯除」ときびしく呵責される弥陀大悲の願心にふれ、感泣されたことでありましょ

Q

う。

この涙こそ、那先比丘経巻下に「其の仏の経道を聞きて涙出づる者は、皆慈哀の心有り、世間の 勲苦を念ず」<sup>62</sup>る涙であり、この涙こそ一切のものを弥陀の本願に導びき入れる甚大なる福徳とな り、力となることであう。

## 第六章 キリスト教に於ける神の怒り

北森嘉蔵<sup>63</sup>は神の愛について、その全体は「神の痛みに基礎づけられし愛」の中に含まれる、という。

而して神の愛は当然その愛を受くるにふさわしい者にそそがるべきであるが、人間は叛逆と罪とによって神の愛にふさわしからざるものとなった。この裏切りに対し、神は放擲することによって怒りを示された。併しこれは愛すればこそであり、怒るべき相手を真実に怒ることの出来ないのは、根源的な愛がないのであって、むしろ軽蔑される可きであろう。

ところがその神が揆くべき者を揆かずして、これを包み抱きたもうたことによって、痛みをもち 給うたのであり、恥を負われたのである。

神にとって、罪は如何にしても赦してはならぬものであり、「罪は神の死である。罪が死なねば神が死なねばならぬ。」。しかもこの神がこの罪を赦し給うた。

この神の痛みは、赦すべからざる者を赦したことにおいての痛みであると同時に、また、救われ ざる人間のために、神の愛する独り子キリストを、その神の愛より離れ出でしめ、苦しみの中に入 れしめて、我々に代って神の怒を負わしめたことの痛みである。即ち、キリストの贖罪である。

我々はこの恩寵のかたじけなさに搖り醒まされ、真実に自己の罪を悔い、神の痛みに仕えんとするに至る。

かくて赦しの愛たる痛みが、罪人をば神に全く従順なる者として征服する、即ち再びキリストと 共に神の子とせられることによって、かえって真実の神らしさを発揮し給うのである。

神はキリストを死より解き放ち給うた。そして主は天に昇り、父なる神の右に坐し給うた。即ち イエス・キリストが死より復活したのであり、この時始めて神はその痛みを癒され給うたのである。 ここでこの怒の神をこの愛の神に転ぜしむるものは、イエスが神の怒を負うて十字架に死に給う た事実であり、「かしこに我はわれを撃つ神の怒を見る」と云っている。

また倉田百三<sup>60</sup>は、愛するならば責めねばならない。それは赦さぬのとは違う。他人がいかなる 悪事をなしても、それは赦さねばならない。しかしいかなる小さな罪も責めねばならない。宗教は この二つの性質を兼ね備えたものである。キリストはいかなる罪をも赦した。しかし罪の価は死な りと言った。罪の裁判はできる限り重くなくてはならない。そしてその重き罪は全く赦されねばな らない、と云う。

世にも深い罪を犯して自殺した子の埋められたところの土をたたいて、かきくどいて叱り責めていた親が、その前に、折ってきた野草をたてて泣いて手を合わせていたという記事を見た正親含英は、墓をたたいて叱ってくれるのも親、野草を立てて泣いて手を合わせてくれるのも親、親の大悲に違ひはない。たたいて叱るが故に捨てらるのでもなく、手を合わされたから許されたのでもない。捨てることのない大悲は、許すことのない大悲である。許すことのない大悲に、罪も悩みも摂め取られてゆくのである。<sup>70</sup>と感嘆している。

真に愛すればこそ罪は責められねばならないことは勿論である。併しそれは捨て、かえりみぬのとは違う。併し神は人々に代ってその一人子キリストにその怒りを負わしめたという。

併し弥陀は直接われわれ逆 謗の者を「唯除」ときびしく抑止、呵責しているのである。それはわれれる。それは親鸞聖人が「弥陀の五劫思惟の願をよくよく案ずれば、ひとへに親鸞一人がためなりけり。<sup>65)</sup>と嘆ぜられているをみてもうなづけよう。

また親鸞聖人は、善鸞をわが子なるが故に勘当し、犠牲にして門弟のみせしめにしたのではない。 事実造悪無碍の者をきびしく呵責されていることは前掲したとおりである。それは聖人がその子を も門弟をも同じように真実慈愛していたからであろう。

前にも述べたように、聖人は造悪無碍なる門弟や我が子に対する呵責を通して、いよいよ「唯除」と呵責される弥陀の願心にふれたことであろう。呵責する親鸞には弥陀の願心が働らきかけている。さればこれらの者を念じて申す念仏に、「いそぎ仏になりて思うが如く衆生を利益する心情も、からくりも、極速円満に成就されてあった」<sup>33)</sup>ことでありましよう。

# 第七章 総 括

衆生救済の根本の誓願である弥陀の第十八願に「唯除五逆誹謗正法」即ち「唯五逆ト誹謗正法ヲ除ク」とあるについて、すでに犯した罪は摂取するが、未だ犯さざる罪を犯させまいとしての抑止であるとか、謗法罪は救われようもない重罪であるから、これを犯した者は救われないが、これを犯してないものは救われるとか、或はこれは釈尊の抑止であって、弥陀の抑止ではないとか、色々の説がある。

而して経には五逆謗法の罪は重罪であるが、併し釈尊はその罪をも分別することなく抜済すべし、 と仰言っているし、菩薩も貧窮の者(心まずしき者)をみることなしに慈心をおこすことはないで あろう、とある。また諸仏・菩薩は、五逆・謗法・闡提に、ことにあわれみをいだいている。

仏は衆生をみること、親がその一子を愛する如く、 謗法の者のその罪業ゆえに地獄に堕ちるもの をも摂取し、地獄におとすことはない。

しかも本来憂悲苦悩のない如来でありながら、衆生のために憂い悲しみ、それを苦とされないばかりか、衆生とその悲喜を共にされ、衆生に過ちがあれば直ちにそれより救い、その罪の根を抜いて将来にその罪業の苦を受けさせまいとする。

それでもその罪業の故に地獄に堕ちるようなことがあれば、衆生の堕ちゆく先に応じてそこに現 われ、決してみすてることはない。

また衆生が諸悪を行い、悪衆生のために傷害されても苦とせず、終に瞋を生じて罰を与えるようなことはないばかりか、衆生を救済してそれを意識するようなことはないし、またそれは利養の為でもない。

然るに衆生は、その仏のみ心が能く救いたまうことを知らないから、謗法の罪をつくるのだ。併 し、それすら仏はすでに許されていたのである。

而して諸仏は常には軟語をもって衆生を導びかれるが、時にはあらあらしい言葉で導びかれることもある。併し、そのいづれもが真実から出た言葉であるという。

菩薩も正法を護るために、正法を誹謗する者があれば、罰を与えてでもその誤りを正すのである。 併し決して、たゞ罰を与えるのではなくて、反省を求め、救わんが為に罰するのである。 また諸仏世尊は、衆生が好まない言葉であっても、一切衆生の利益になる言葉であればあえてこれを説き、釈尊が時にきびしく罰し、おそれを抱かすのも、すべては衆生を慈愛するからであるという。されば、これは制戒さる可き所謂麁悪語ではなくて、「お叱り」と受けとるべきものであろう。

善導も、釈迦・弥陀二尊を区別しておらず、されば、摂取と抑止を、諸仏(釈迦を含めて)、菩薩と弥陀とに区別して考える可きものであろうか。

弥陀は、無始ヨリコノカタ乃至今日今時ニ至ルマデ、穢悪汚染ニシテ清浄ノ心無ク、真実ノ心ナキ衆生ノ相ヲ悲憫シテ菩薩ノ行ヲ行ジタマイシ時、三業ノ所修一念一刹那モ清浄真実ナラザルコト無ク、疑蓋雑ルコトナク、利他真実ノ欲生心ヲ以テ衆生ニ廻施シ、この至心・信楽・欲生の三心が衆生の真実信心となり、これは必ず名号を具するのであります。

而してこの称名は、即ち嘆仏であり、懺悔であり、この懺悔の場に於て、「唯除五逆誹謗正法」 のご文が、何の抵抗もなく、そのまま弥弥の抑止として受けとられるのであります。

そしてそのときまで障碍をなしていた自我が、随順的に崩壊し、歓喜と共に、大いなるご廻向の 力が真に活く可き方向に向って働き出すのであり、これが発願廻向であり、また衆生の慈悲行とも なるのであります。

すでに善導に於てそうであったように、親鸞聖人も、真実大悲の本願にふれたとき、この「唯除」のご文に、随順的に「五逆誹謗正法」のご自身を洞察・懺悔されると同時に、その者のために、 名号こそが「悪ヲ転ジテ徳トナス円融至徳ノ嘉号」であり、難治の機にとっての瞻病随意の医薬であったことを慶喜されたのであります。

如何なる者も五逆謗法の罪咎を犯していない者はいない。而して、それをかねてよりしろしめて の弥陀の真実大悲の誓願にふれた者は誰でも、歓喜と共に、随順的に自我が崩壊、即ち深い懺悔に 導びき入れられる筈のものである。

親鸞にとっては、弥陀の本願がそのまま釈尊の説教であり、善導、法然のおすゝめであったことを思うとき、曇鸞の説も、善導の説も、直ちに弥陀の直説であったろうし、「唯除」の抑止に、弥陀と釈迦の区別のあろう筈はなかったのである。

人は、その罪が赦され、受容されていると聞くと、何をしでかしてもよいように思ったり、時に それをすることを催促されているように思って悪しざまなる行為に走ったり、「唯除」ク、とのお 叱りにあうと、永遠に往生の道が断たれているように思ってそれを否定しようとする。彼等は、泣 いて叱っている親の心がわからないと同様に、実は弥陀の本願が信ぜられていないのである。信心 がひらけていないのである。

親鸞の慈悲は、自分から遠ざかって行く門弟に対しても瞋恨の念なく、念仏をそしり、さまたげ、 止めんとするものにも、弥陀に必ず救われることを念じて念仏し、煩悩興盛なる弟子に対しても弥 陀のかねてからの是認・受容を説いて信心を開発せしめられるのであります。

聖人は、かくの如くあらゆる人々を、常にはやさしくいたわりある言葉で導びかれた。その心に ふれ、その言葉にあった者は、或る者は直ちに、そして或る者はいつかは逆謗の自己、煩悩熾盛の 自己を廻心懺悔し、本願念仏に救われていったことであろう。

然るに建長七年に書かれた尊号真像銘文(略本)には、唯除五逆誹謗正法について、「唯除はた ゞのぞくといふことばなり」と、何時にないきびしい言葉で記されているし、また造悪無碍者をい ましめる手紙には、それらをきびしく呵責せられ、かってないあらあらしい言葉をお使いになって

いる。

而してその子善鸞までが五逆 謗法の造悪無碍者であったことを知った時、泣く泣く勘当を言い渡されたことであるが、これは真の菩薩の精神であって、罪ゆえ罰するのではなく、愛するゆえにその反省を求めているのである。

善鸞を勘当してから二年後に、尊号真像銘文(広本)をお書きになっているが、略本で「謗法」とある箇所が「誹謗」と書きあらためられてあり、後者にきびしいなにものかを感ずるのは私一人であろうか。

而してその門弟を呵責し、わが子を呵責せずに居れなかった悲痛を通して親鸞聖人は、いよいよ 「唯除五逆誹謗正法」ときびしく呵責される弥陀大悲の願心にふれられたことでありましよう。

呵責する親鸞には、かくの如く、弥陀の願心が働らきかけている。されば彼等を念じて申す念仏に、「いそぎ仏になりて思うが如く衆生を利益する心情も、からくりも、極速円満に成就されてあった」ことでありましよう。

キリストの神は、真に愛するが故に、愛されるに価しない人々に怒りを現わされた。併し神はその人間をゆるし、その怒りをその一人子キリストに代って背負わしめた。それは人間はその神の痛みにさえ気づかない存在だったからであろう。

併し親鸞は、善鸞をわが子なるが故に勘当し、犠牲にして門弟のみせしめにしたのではない。門弟の逆謗をもきびしく呵責した。それは聖人が、その子をも門弟をも同じように真実慈愛していたからであろう。

弥陀は、「唯除」ときびしく逆謗の衆生を呵責した。それはこの衆生こそ弥陀の心を深く痛める そのひとり子であったからである。

# 第八章 結 論

衆生救済の根本誓願である弥陀の第十八願に、「唯除五逆誹謗正法」とあるについて諸説があるが、釈尊にせよ、諸仏・諸菩薩にせよ、その衆生に対しての真実大悲に変りはなく、また弥陀の直説をそのま、伝えていることを想う時、この「唯除」のご文だけについて、釈迦・弥陀を区別することは、理に合わない。

衆生の中には、いかなる者をも救うといえば何をしてかしてもかまわぬと思い込んだり、或はそれを催促されているかの如くに思い誤って造悪無碍なる行動に走るものもいる。また少しく人間らしい俗っぽい理性の持主は、「唯除」のご文を弥陀の抑止とすると衆生の往生は塞がれているように思って、釈迦の抑止と思い込もうとする。これらは共に本願が信ぜられていないのである。

唯除は弥陀のきびしい「お叱り」である。すでに善導に於てそうであったように、大悲の願心に ふれて唯除さるべき自身を深く懺悔した親鸞は、随順的に自我が崩壊して、その者を救わんとの弥 陀大悲に感泣しているのである。

さらに親鸞は、造悪無碍なる逆謗の門弟や我が子に対する呵責を通して、いよいよ「唯除」とき びしく呵責される弥陀の願心にふれたことであろう。呵責する親鸞には弥陀の願心が働らきかけて いる。されば彼等を念じて申す念仏に、「いそぎ仏になりて思うが如く衆生を利益する心情もから くりも、極速円満に成就されてあったことでありましよう。

「唯除」は「五逆謗法」の者に対するきびしい弥陀の「お叱り」である。それはこの者こそ弥陀

阿弥陀仏の第十八願中「唯除」の意義についての一私見〔附〕親の在り方

の心を深く痛めるそのひとり子だったからである。

合 掌

### 〔附〕親の在り方

Angyalは、すべて人は安定感を要求しているという。即ち、経済的安定、環境の安全、仲間に受け入れられているという保証、他人の愛情に囲まれた安定などである。

特に幼児には、経済的、職業的問題はないが、愛情が与えられ、自分が受け入れられるということは、幼児の安定にとって何よりも重要なようである。

Arsemianは、実験的にこの問題を実証し、「不慣れな環境におかれた子供の安定感を保つ最もよい方法は、保護してくれる親しい大人がそばにいることである」ことを観察した。

このことは、Freudや Burlingham により力強く支持された。彼らは戦争の最悪期に、ロンドンの Hampstead 養育院で児童を研究した。

そして爆撃それ自体は、何ら外傷的シヨックを子供に与えない、と述べている。すなわち「母親 や親しい母親代りの人の保護下にあるならば、子供たちは、たとえ爆撃にあっても、それによって 特別に影響を受けることはないようにみえる。彼らは子供時代における他の出来事と同様な一つの 経験としてそれを心に留めておくに過ぎない」。自分の家を爆撃された子供たちが、London County Council Rest Centers へやってきたとき、それが真夜中であったことさえよくあったにも拘らず、 家族の人と一緒にきた子供たちは、殆んど興奮の色を示していなかったし、余計な心配は全くしな かった。即ち、彼らはいつもの通りに食べ、眠り、そしてよく遊んだ。これに反し、両親と離れた り、両親を失ったりした子供たちは非常な不安な色を示した。市街から疎開した子供たちは、爆撃 地帯から見ればはるかに「安全」で、ずっと衛生的条件もよく、はるかによい管理下の田舎に連れ て行かれたのであるが、それにも拘らず、「そのように子供の生活全般を改善してやっても、子供 を家族の人々から離すことに較べると、それは余り大した問題ではなかった」。たとえ母親と子供 とが絶えず対立したり、時には子供に対して苛酷であったりしても、とにかく母親のそばにいると いうことは、他の何物よりも安定をもたらすものである。而してこのように母親がそばにいるとい うことが必要なことであるとすれば、普通の家庭では不安定な子供はいない筈である。ところが必 ずしもそうでないところをみると、保護者である大人の態度の子供に及ぼす影響も大であろう。さ れば Preston は安定感を作る三つの支柱として、愛情、是認(受容)、一貫性を明示している。

Aichhornはオーストリアが共和国であった時代に、非行者に対し、それまで伝統的に行なわれてきた非人間的かつ懲罰的な「訓練」を排止し、人間そのものを深く理解することから始めた。何事がおこっても当該児とそのことについて話し合った。そしてたとえ最悪の犯人に対しても、許すという態度でのぞむことが最も有效な方法だと云っている。

しかしながら非行を取扱う上で最も重要な意味をもつものは、偶発的挫折(casual breakdown)を精神医学的に取扱うことである。子供の問題の動機は、最初の犯行よりもずっと前から既存していたわけである。

親に無視された子供は、非行または敵意ある攻撃をもって復讐する。甘やかされた子はその甘やかした人物を征服することによって復讐する。また完全癖のある親によって強制された子供は、自己に対する不充足感を根強くもち、自己罪業感をもって生活を送るようになる。これらは真実で自然な真の親の愛からみると代用品でしかない。<sup>66)</sup>

なぜならば、拒否的な母親は、何とか自分の態度を正当化しようとして、子供にこれこれの欠点があるから受けいれないのだと自らを納得させ、受けいれない自分というものを認めたくないから、子どもを完全無欠なものに仕上げようとする(完全欲 perfectionism )か、何とかその罪責感をつぐなう為に、あらゆる犠牲においても子どもの機嫌をとり、その「埋め合わせ」としての甘やかし過ぎ(補償的過保護 compensative overprotection )をするようになる<sup>71)</sup>傾向があるからである。

こ、に真実の愛情が強調される所以である。

また子どもにとって親が他人と異って魅力があるのは、子どもの将来に対して、他の誰よりもoptimistic(楽観的)であってくれるからである。 $^{67}$ 

過保護が常に拒否的な感情に根ざしているとは限らないが、これは過度の依存性、独立心のない不安な子どもを作り上げ、これらはその由って来るところの如何を問わず、子どもの情緒生活には有害な影響を与え、健全な情緒的発達を妨げる結果を生むことになる、<sup>71)</sup>という。これは子どもの自主性を全く認めないからで、楽観的な態度そのものは、子どもの自主性を一面に於ては認めているのである。これを私は是認或は受容ということだと思う。

また指導者の態度は、口先、手先だけのものであれば、敏感なこどもは必ずそれを感じとるだろう。一口でいえば、誠意をこめ、こどもたちのしあわせのために全力を尽して骨折ろうとする態度の中に、自然に生れてくるものだ<sup>68)</sup>といわれる。これは親の態度の一貫性が強調される所以である。而して、過ちを犯した子どもを親がきびしく叱っても、親と子の間に愛情のきづなが充分であるときは、子どもをそこねることはないであろう、<sup>69)</sup>とも云われている。

経典には、仏のことを子に対する親のすがたで譬えられている箇所が多い。これは、仏こそわれ われに真の安らぎを与えるものだからであろう。

また前掲した本文に於て、仏・菩薩の慈悲が親が子に対する純粋なる愛情になぞらえて説かれて ある経文等を引用したが、これは同時に、子どもに対する真の親の在り方を指差している、と云っ てよいであろう。

それによると、真の親心は、罪や過ちを犯した子どもを分別することなく、ことさらにあわれ みの心をおこし、子どものために憂悲苦悩してもそれを苦とせず、悲喜を共にし、過ちにおちいる ようなことがあれば直ちにそれより救って、将来にそれを犯したための苦悩を受けさせまいとする。

また子どもが大変な罪を犯し、如何なる社会的制裁を受けても決してみすてず、悔い改めて救われ度いと願った時は、いつでも力になってやろうとし、また、子どもに罵倒されたり、社会的地位や名声を損われるようなことがあっても、その為に決して立腹して罰を与えることはない。

また子どものためにいろいろ尽しても、それをしてやったという恩きせがましい意識を持ったり、 また勿論それを利養のためにしようとする気持はさらさらないのである。

併しこれは、単なる「甘やかし」でないことは、いつもはやさしく、いたわりのある言葉で導びくが、時にあらあらしい言葉を使って叱ることがあることで理解できるよう。

子どもは時に、親の沈黙や寛容を、その行為が承認されたものとして理解したり、いやそれどころか、これを催促するものとして受けとることがある。時にはきびしく叱って、その過ちを繰返さしてはならぬ。

而してこれは勿論誤りを正すためであって、決してたゞ瞋りのために叱るのではなく、反省を求め、誤った考えや行為から救わんがために叱り、時に罰を与えるのである。

また子どもが好まない言葉であっても、その子のためになることであったら、あえてこれをよく話し、時には叱ることも、罰を与えることもある。併しこの叱責が、拒否的な親の完全欲でないことは、子どもの現在に於ては勿論、将来にもその苦悩を受けさせまいとする真実の愛情から出ていることで、よく理解できよう。

かくて、叱ったことによって、お互にこだわりを生ずることはない筈である。

またこのように、真の親子関係ができていれば、素直に非を非とし、邪を邪と叱ることが出来るのである。

いや叱ることは、わが子なればこそであり、これはその子を受容しているすがたでもある。

また如何なる子どもをもよく信じ、よく理解出来る、真によい親であり度いと常につとめはげみ、いかなる子どもをも愛称をもって呼んでいるのでありまして、以上にPrestonの云う、所謂真実の愛情、是認(或は受容)、一貫性をみるのであります。

そしてこれこそ、子どもに真に尊敬され、したわれる親の在り方でありましょう。

而してこのわが子を呼ぶ真実の親の声には、名号に疑蓋雑わらざる弥陀の真実大悲があったよう に、その子を信じ切った親心がこもっているのではないでありましようか。

而して、弥陀の三心が疑蓋雑ることなき心に在り、そのみ心がわれわれに至り届いて信心となった如く、親の楽観的態度、すなわちいかなる子どもに対してもその自主性を一面に於て認めているその受容性、これがその子をして、いつかは、その親の心を心とするに至らしめることであろう。

こ、にその自主性を一面に於て認めるということは、本文に於ては引用しなかったのではあるが、 弥陀は絶対他力の第十八願のみを誓われ他をしりぞけたのではなくて、第十九願の自力も、第二十 願の他力のなかの半自力をも認められ、衆生の自力、すなわち自主性、勿論それは是正され、絶対 他力に導びき入れられるべきものでありながら、それを一応認めながら、真実の絶対他力の弥陀の 世界に導びき入れるのである。

また法華経<sup>72)</sup>の譬喩品第三には、仏は、世楽の火宅にも似た危きを知らざる衆生に三乗を説いて、意の所楽に随って遊戯すべしと方便し、その自主性を利用して導びき出し、遂に大乗の真の安らぎに導びき入らしめた譬があり、また同じく信解品第四には、長者窮子の譬を説いて、我等三苦を以ての故に、生死の中に於て諸の熱悩を受け、迷惑無知にして小法に楽著せるを知しめして、便ち縦し捨てられて、諸法の戯論の糞を蠲除せしめたもうた。

こ、にかくその自主性を一応認めながら、それを方便利用して、勤加精進せしめ、涅槃に導びき 入れ、心大いに歓喜せしめたことが説かれてある。

而して、称名に自ら嘆仏、懺悔、発願廻向、一切善根荘厳浄土の徳ありというが、この真実の親心を知って、その名を呼ぶ声には、自ら親の恩徳を讃嘆する心、今までのわがま、を懺悔するすなおなこころ、真実に生く可き方向に向う気持、またこの尊い気持をあらゆる人々にす、め、そして未来の真実にして清浄な生き方を約束する心がこもっていることであろう。

されば真実の親の在り方は、真実なる愛情を持ち、子どもを信じ受け容れ、いつでも子どもに対して清浄真実なる気持を持ちつゞけ、子どもの名をやさしく呼ぶことであろう。

ところが、その行為を黙認したり、叱責したりしないと、時に何をしでかしてもよいかのように 思ったり、殊更に悪しざまなる行為に走る子どもがないわけではない。さればといって、きびしく 叱ると、泣いて叱っている親の気持がわからず、益々その親心に背を向け、遠ざかって行く子ども のあることは、悲しいことながら事実である。

併し、その遠ざかって行く子のうしろ姿が、やがて、変らぬ大悲の真実永遠の親心(仏心)にめ ざめしめてくれることであろう。

而してこの心のうちにこそ、子どもを立派に社会のお役に立たせ、真に満足を知る人間に成人させようとする、真の親心が完成されてゆくことでありましよう。

本文に引用の文献は、岩田文庫によるところ甚大であり、擱筆するに当りその寄贈者 岩田徳治氏に甚深の謝意を表します。

# 主要参考文献

- 1) 無量寿経巻上:真宗聖教全書(以下真聖全と略す)1~1頁。與教書院、昭24。
- 2) 浄土論註巻上:真聖全1~308頁。
- 3) 仏蔵経巻中、浄法品第六:国訳一切経(以下国訳と略す)経集部(以下最初の字のみとする)3~226頁。大東 出版社。
- 4) 観経四帖疏散善義下品下生釈:真聖全1~555頁。
- 5)法事讃巻上:真聖全1~567頁。
- 6) 口伝鈔(下):真聖全2~33頁。
- 7) 易行院法海:新編真宗大系第一巻大無量寿経講義291頁。
- 8)拾遺語燈録卷中:真聖全4~718頁。
- 9)和語燈録卷二、七箇条起請文:真聖全4~604頁。
- 10) 大般涅槃経巻九、如来性品第四の六:国訳、涅1~193頁。
- 11) 大般涅槃経巻十、一切大衆所問品第五:国訳、涅1~223頁。
- 12) 大般涅槃経巻十五、梵行品第八の一:国訳、涅1~319頁。
- 13) 大般涅槃経巻二十、梵行品第八の六:国訳、涅1~405頁。
- 14) 大般涅槃経巻一、寿命品第一の一:国訳、涅1~33頁。
- 15) 大般涅槃経巻三、寿命品第一の三:国訳、涅1~77頁。
- 16) 大般涅槃経巻四、如来性品第四の一:国訳、涅1~94頁。
- 17) 大般涅槃経巻八、如来性品第四の五:国訳、涅1~187頁。
- 18) 大般涅槃経巻十六、梵行品第八の二:国訳、涅1~328頁。
- 19) 大般涅槃経巻二十六、光明遍照高貴徳王菩薩品第十の六:国訳、涅2~113頁。
- 20) 大般涅槃経巻二十七、師子吼菩薩品第十の一:国訳、涅2~139頁。
- 21) 大般涅槃経巻二十八、師子吼菩薩品第十一の二:国訳、涅2~141頁。
- 22) 大般涅槃経巻三十二、師子吼菩薩品第十一の六:国訳、涅2~248頁。
- 23) 大般涅槃経巻三十八、迦葉菩薩品第十二の六:国訳、涅2~357頁。
- 24) 「玄義分 | 序題門:真聖全1~443頁。
- 25) 「定善義」:真聖全1~514頁。
- 26) 高木昭良:七祖教義概説、217頁。永田文昌堂、昭43。
- 27) 阿毘達麿俱舎論巻十六、分別業品第4の4:国訳、毘26~352頁

### 阿弥陀仏の第十八願中「唯除」の意義についての一私見〔附〕親の在り方

- 28) 阿毘達磨大毘婆沙論巻第百十六:国訳、毘13~10頁。
- 29) 教行信證、教卷:真聖全2~3頁。
- 30) 教行信證、信巻:真聖全2~48頁。
- 31) 六要鈔第三(本) 三心釈:真聖全2~280頁。
- 32) 尊号真像銘文、広本:真聖全2~587頁。
- 33) 藤岡:歎異鈔第四章の「しかれば念仏まふすのみぞ」の意義についての一考察、札幌大谷短期大学紀要、4~101頁。
- 34) 田辺元: 懺悔道としての哲学、岩波書店、昭21。
- 35) 亀井勝一郎:日本の智恵、大和書房、昭39。
- 36) 教行信證総序:真聖全2~1頁。
- 37) 親鸞聖人全集、教行信證1~153頁。親鸞聖人全集刊行会、昭33。
- 38) 大般涅槃経卷第十一、現病品第六、国訳、涅1~243頁。
- 39) 遠山諦観:教行信證精解、註、新潮社、昭13。
- 40) 新鸞聖人真蹟国宝顕浄土真実教行證文類影印本解説 101 頁下、大谷派宗務所、昭31。
- 41) 山辺習学、赤沼智善:教行信證講義、信證の巻、957 頁、法蔵館、昭27。
- 42) 六要鈔第三(末):真聖全2~319頁。
- 43) 歎異抄第二章:真聖全2~774頁。
- 44) 口伝鈔(上):真聖全3~9頁。
- 45) 親鸞聖人御消息集第二通目:親鸞聖人全集、書簡篇、128頁。
- 46) 親鸞聖人御消息集第四通目:親鸞聖人全集、書簡篇、134頁。
- 47) 親鸞聖人御消息集第五通目:親鸞聖人全集、書簡篇、139頁。
- 48) 親鸞聖人御消息集第八通目:親鸞聖人全集、書簡篇、152頁。
- 49) 歎異抄第九章:真聖全2~777頁。
- 50) 尊号真像銘文(略本):真聖全2~561頁。
- 51) 末燈鈔十六:親鸞聖人全集、書簡篇100頁。
- 52) 円乗院宣明:新編真宗大系、末燈鈔節義、81頁下。
- 53) 易行院法海:新編真宗大系別巻、末燈鈔壬申記、285頁上。
- 54) 末燈鈔十九:親鸞聖人全集、書簡篇106頁。
- 55) 末燈鈔二十:親鸞聖人全集、書簡篇113頁。
- 56) 古写書簡三:親鸞聖人全集、書簡篇40頁。
- 57) 梵網経巻下: 国訳、律12~338頁。
- 58) 尊号真像銘文(広本):真聖全2~578頁。
- 59) 教行信證、化身土巻:真聖全2~164頁。
- 60) 親鸞聖人御消息集六:親鸞聖人全集、書簡篇146頁。
- 61) 愚禿悲歎述懷和讃:親鸞聖人全集、和讃篇208頁。
- 62) 那先比丘経巻下:国訳、論2~368頁。
- 63) 北森嘉蔵:神の痛みの神学、新教出版社、昭39。
- 64) 倉田百三、愛と認識との出発(世界教養全集3)、平凡社、1965。

65) 歎異抄後序:真聖全2~792頁。

88

- 66) Leo Kanner : CHILD PSYCHIATRY. (黒丸、牧田訳) 医学書院、昭39。
- 67) 松田道雄:家庭の教育 2、幼年期 221 頁。岩波書店、1967。
- 68) 中島俊教:青少年教化の諸型態、全口青少年教化協議会、昭39。
- 69) 大谷派保育研究室編:愛すればこそ信ずればこそ、178頁。東本願寺、昭39。
- 70) 正親含英:真宗読本、120頁。全人社、昭27。
- 71) 牧田清志:子どもの精神衛生について、小児の精神と神経、8巻4号1頁、日本小児医事出版社、昭44、2。
- 72) 妙法蓮華経:国訳、法、全。
- 73) 鈴木大拙全集、22巻、岩波書店、昭45。
- 74) Viktor E. Frankl: Das Menschenbild der Seelenheilkunde, Hippokrates-Verlag, Stuttgart, 1959. (宮本忠雄、小田普 訳)
- 75) Viktor E. Frankl: Pathologie des Zeitgeistes, Franz Deuticke, Wien, 1955. (宮 本 訳)。
- 76) 観経疏散善義、真聖全1~534。